

令和 6 年第 4 回西郷村議会定例会

議事日程（４号）

令和 6 年 1 2 月 1 2 日（木曜日）午前 1 0 時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 6 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて
専決第 5 号 令和 6 年度西郷村一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 2 | 議案第 6 5 号 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 6 6 号 | 西郷村教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 6 7 号 | 西郷村保育園設置条例を廃止する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 6 8 号 | 西郷村一時的保育事業費用徴収条例を廃止する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 6 9 号 | 西郷村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 7 0 号 | 西郷村中央農民研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 7 1 号 | 西郷村民体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 7 2 号 | 西郷村民屋内プール条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 3 号 | 温泉掘削事業令和 6 ・ 7 年度債務負担行為温泉掘削工事請負契約について |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 4 号 | 財産の無償譲渡について |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 5 号 | 財産（土地及び土地に附合する工作物）の使用貸借について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 6 号 | 財産（遊具）の使用貸借について |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 7 号 | 土地の取得について |
| 日程第 1 5 | 議案第 7 8 号 | 訴えの提起について |
| 日程第 1 6 | 議案第 7 9 号 | 西郷村道路線の一部廃止について |
| 日程第 1 7 | 議案第 8 0 号 | 令和 6 年度西郷村一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 8 | 議案第 8 1 号 | 令和 6 年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 9 | 議案第 8 2 号 | 令和 6 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 2 0 | 議案第 8 3 号 | 令和 6 年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 2 1 | 議案第 8 4 号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 2 | 議案第 8 5 号 | 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 3 | 議案第 8 6 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 4 | 議案第 8 7 号 | 西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 5 | 議案第 8 8 号 | 令和 6 年度西郷村一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 2 6 | 議案第 8 9 号 | 令和 6 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |

- 日程第 27 議案第 90 号 令和 6 年度西郷村水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 91 号 令和 6 年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 92 号 令和 6 年度西郷村下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 30 請願・陳情に対する委員長報告
・産業建設常任委員会
陳情第 3 号 公営温泉施設再開に関する陳情書（継続審査）
陳情第 4 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」
の提出について
- 追加日程第 1 発議第 9 号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第 31 閉会中における継続調査の結果について
- 日程第 32 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 33 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 34 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 35 文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 36 西郷村議会改革検討特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第 37 閉会

・出席議員（１６名）

１番 小澤 佑太君	２番 須藤 正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木 昭司君	５番 大竹 憂子君	６番 鈴木 修君
７番 君島 栄一君	８番 鈴木 武男君	９番 河西 美次君
１０番 真船 正康君	１１番 鈴木 勝久君	１２番 藤田 節夫君
１３番 上田 秀人君	１４番 大石 雪雄君	１５番 矢吹 利夫君
１６番 真船 正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋 廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山 充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	仁平 隆太君
参事 兼 総務課 長	田部 井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部 祥一君	防 災 課 長	木村 三義君
税 務 課 長	須藤 隆士君	住民生活課長	池田 早苗君
福 祉 課 長	相川 佐江子君	健康推進課長	高野 則子君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川 哲也君
建 設 課 長	添田 真二君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須 賢博君
農業委員会 事務局 長	鈴木 弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

参事 兼 議会事務局 長 兼 監査委員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局 庶務係 長	金 田 百 合 子		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第64号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第64号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第64号「専決処分の承認を求めることについて」、専決第5号「令和6年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり承認されました。

◎議案第65号及び議案第66号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第2、議案第65号及び日程第3、議案第66号の議案2件につきましては……

◎議事進行について

（「議長」という声あり）

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 議案第65号と議案第66号についての議事進行でございます。

これは、提案理由が、両方につきまして村立まきば保育園の民営化に伴いとうたっております。民営化に伴いということは、当然次の議案第67号の保育園設置条例の廃止が可決された上じゃないと有効じゃないような気がしております。

ですから、このような間違いというか順番を執行部が取り違えているように思います、实际的に。それで、今までもこのような状態、例えば、職員の給料のあれとかも職員に準じて議員がという話があるのに、議員が先にとかって、そういう順番が、議案によって順番が違う部分がございますので、この辺を注意して、これから執行部に対しては議案の順番を正しく考えながら提出していただけるかなと思います。

この後につきましても、議案第74号、議案第76号も関連する話なんですね、まきば保育園に対して。ですから、それをつながるように、ちょんちょんじゃなくて一律に順番をそろえてやっていただきたいなと、まず要請をしておきます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君から議事進行がございました。そのことについて、議長のほうから答弁をさせていただきます。

議案の順序についての議事進行でございましたが、このことにつきましては、先日執行部のほうに、今後の議案の順序については十分に検討、吟味といいますか、順番についてはよく検討、協議いただいた上で上程していただくことをお願いしてありますので、ご了承をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○11番（鈴木勝久君） はい。

○議長（真船正晃君） それでは、日程第2、議案第65号及び日程第3、議案第66号の議案2件につきましては、西郷村立まきば保育園の民営化に伴い、村内に主たる事業所を有していない事業者が選定されたため、また、設置運営主体を事業者に変更するため、条例の一部を改正することから、西郷村議会会議規則第37条の規定及び西郷村議会運営確認事項4の（5）に基づき、議案第65号及び議案第66号を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、一括して議題といたします。

一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、一括して採決を行います。

（「議長、無記名投票」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午前10時05分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時06分）

○議長（真船正晃君） ただいま議会運営確認事項を確認いたしましたところ、一括して採決することができるものとするということで、議会運営確認事項4の（5）に基づきましてそのように進めたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） それでは、一括して採決を行います。

（「議長、無記名投票をお願いします」という声あり）

○議長（真船正晃君） 今、無記名投票という発言がありましたが、2名以上の……

（「無記名」という声あり）

○議長（真船正晃君） ただいま無記名投票ということで、2名の方から発言がございました。

ただいま議案第65号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第66号「西郷村教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例」について、11番鈴木勝久君より無記名投票による採決の要求がありました。これに賛成する議員の挙手を求めます。

(挙手1名)

○議長（真船正晃君） 発言者1名、そして、挙手1名であります。

したがって、2名以上から無記名投票による採決の要求がありましたので、西郷村議会会議規則第82条の規定に基づき、この採決は無記名投票で行います。

議案第65号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第66号「西郷村教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長（真船正晃君） ただいまの出席議員数は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番小澤佑太君、2番須藤正樹君、3番山崎昇君の3名を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

ここで、念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対とみなされますので、十分にご注意願います。

それでは、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（真船正晃君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の方は投票箱の点検をお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長（真船正晃君） 異状ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、議席順に投票を願います。

点呼を命じます。議会事務局長。

(事務局長氏名点呼、投票)

○議長（真船正晃君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。小澤佑太君、須藤正樹君、山崎昇君は、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（真船正晃君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 15 票

有効投票 15 票

賛成 10 票

反対 5 票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第 65 号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 66 号「西郷村教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

◎議案第 67 号及び議案第 68 号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第 4、議案第 67 号及び日程第 5、議案第 68 号の議案 2 件につきましても、西郷村立まきば保育園の民営化に伴い、設置運営主体を事業者に変更するため、条例の廃止をすることから、西郷村議会会議規則第 37 条の規定及び西郷村議会運営確認事項 4 の（5）に基づき、議案第 67 号及び議案第 68 号を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認めます。

よって、一括して議題といたします。

一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） 鈴木勝久です。

議案第 67 号「西郷村保育園設置条例を廃止する条例」について質疑申し上げます。

まず、基本的に全て民営化にする、この状態、これは異常じゃないかなと私は思っております。また、ここに今度、公募、またプロポーザルで選出された平成会、この企業に対して、いまだに疑義があります。

まず、この平成会をインターネット等々で調べますと、結構各地で、これ医療機関のほうなんですけれども、訴訟を起こされているんですよね。この件について、まず執行部の方々、この事実を把握しているかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 11 番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

この件につきましては、一般質問の中で出ておりましたその意義については、まきば保育園の民営化ですけれども、村の子どもたちを他人任せにして子育てを放棄して、

他の財源に充てるということではありません。民営化で優に得られた財源を利用して、さらなる子育て支援につなげるということです。

保育園の部類については、民間であっても公立であっても基本となるサービスに違いがあってはなりません。国の指針や基準、国の保育方針や運営方針にのっとり、保育を実施しなければなりません。

また、今回の民営化については、完全に運営を移行するということではなく、児童福祉法で認められている公私連携型保育方式によって移行を行います。法人と設置及び運営に関する協定を締結し、何か生じた場合にも村は関与していきます。公立、私立の形態にかかわらず、村の子どもたちの保育環境を維持することで、村としての公の責任を果たすとともに、保育環境ばかりではなく、全ての保育家庭における子育て支援のサービス向上につなげ、その家族が笑顔で子どもを中心に幸せな生活を送ることができるよう支援をしていくことが村の責任だと思っております。

また、訴訟の話もありましたけれども、まず行政処分ではありますけれども、真摯に対応しているということを聞いております。そんなことで、決して組織的、あるいは連続的なことではなく、真摯に対応しているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、各方面でこの平成会が4件、5件で利かないんですよ。これ全部、ほとんどが人事というか人権に関わるというか。あとは、金銭的なトラブルが多い訴訟がある。それで、企業の体系、ホワイト度を見ますと、1、2がほとんどなんですよ。相当低いんですよ。賃金体系も300万円以下という体系で、その辺で、従業員というかそこに勤めている介護士さんたちとのトラブルが多い。

この事実をちゃんと把握しているかというお話だったんですけども、最初の前半のほうは、何か責任を持ってやるという、それは当然のことだと思います、子どもの教育でございますから。ただそういう、この企業がそういう状態で、数件にわたって訴訟案件が上がっている、この事実を確認したのかどうかという話でございます。もう一度お答えください。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まず、この業者でありますけれども、全国20都道府県、30法人、そして、600事業者、それから、従業員が1万3,800人おります。そういった事業展開をしております。

私は、この手続上、昨年の10月に全員協議会があつて、民営化するということだ淡々と進めてきました。保護者説明会、職員、それから、淡々と手続上、問題ありません。そして、選定された暁にそういったことが出て、それはそれとして、やはり今後担ってもらう以上は、ちゃんとそちらにこういうことを確認しながら指導していきたいと思っておりますので、手続上、今までやってきたことについては、何ら問題はないと私は思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ですから、私が言いたいのは、そのホワイト度とか、そういう部分で賃金体系とかが非常に低い、そういうことを認識されているのかなというお話をしていました。信用している、それは村長、もともとが性格がよいからそういう言い方をするんでしょうけれども、企業は基本的に利益の追求と継続なんですよ、企業というのは。だから、利益を上げるということと継続するということなんですよ、基本的に。

それはいろいろな学校法人とか医療法人ですから、これとこれは児童福祉法に守られていて、ちゃんとしたその制度の中でやっていくというのは、それは理解できますけれども、西郷で、第三セクターでやりながらあのように簡単に潰して、その内容を把握、村側が把握しなくて、責任も転嫁し、責任も誰も取らず、こういう事態が、事例があるんです、西郷村で。

だから、口だけでは信用できない。ですから、私たちもその企業を徹底的に調べました。そういうことによって信用できる。根拠がないですよ、何を根拠にして言っているか。600事業所あるからその1つや2つぐらい出てもいいでしょうという話と違うんですよ。本来、子どもに対してですから、真剣に向き合わなきゃならないというのは私たちの立場なんです。ですから、その辺をしっかりと担保できるかというのが心配でございます。

それで、私は、これはもともとが民間業者に任せるべきじゃないと思っているんですよ。もっと言えば、4歳、3歳児から国は義務教育すべきだと思っているんですよ。それが考えです。というのは、前回もしゃべったように、ゼロ歳、3歳の教育が大変重要だという観点から立つと、子どもの教育は早くから携わったほうがいいに決まっているんです。国は児童福祉法で縛りますけれども、これ教育基本法でやったほうがいいんじゃないかなと思いますよ、4歳以上の子どもに対しては。

教育長、ちょっと余談ではないですが、関連するんですけれども、学校が義務教育をさせろと、憲法第21条ですか、学校教育基本法でうたっているこの教育に関して目標設定されていますけれども、簡単でいいですから、なぜ学校が義務教育とされて、その学校教育の目的は何だということをちょっと簡単に説明していただけますか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前10時33分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時34分）

○議長（真船正晃君） ただいまの11番鈴木勝久君の質疑につきましては、この審議事項から逸脱しているものと判断いたしますので、再度質疑をお願いしたいと思います。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 子どもを育てる責任、これは、私は基本的に公がするべきだと

思っているんです。国、教育と外交、これ国の責任なんですよ。だから、公が責任を持って一丁前に育てなきゃならない。その中に、義務教育の中にもちゃんとうたっていますよ。

義務教育の中には、職業の基礎的知識から健康から自然科学、国語教育、日本の郷土の関係、生命、自然を尊重する精神とか公正な判断力とか規範意識、協働の精神、自主、自律、こういういろんなことが組み合わさっていて、それが若い、小さいときに養うのがベストだと言っているんですね、教育経済学の話もしました。ですから、これは責任を持って、私は公が責任を持って担当すべきだと思っています。民間には、さっき言ったように、継続性と利益の追求があります、何だかんだ言っても。ですから、これは本当に責任を取るという意味であれば、私は村立、これをやっていくべきだと私は思って質疑いたしました。

以上です。

○議長（真船正晃君） そのほかございますか。

13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 13番。

議案第67号について質疑をしたいと思っておりますけれども、まず、西郷村保育園設置条例を廃止するという事で理解しておりますけれども、そこでまず、議会として、議員として1点確認しておくべきかなと思っておりますので質疑に立ちましたけれども、この議案については自治法が定める特別多数議決の案件には該当しないのか確認したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 上田議員のおただしにお答えをさせていただきます。

地方自治法第244条の2第2項のほうに、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の同意を得なければならないという条文により、特別議決が必要かどうかというおただしかと思います。

村のほうとしましては、まず、自治法のこの規定に定める条例で定める特に重要なものについてということで、自治体によっては条例、施設の設置条例の中に、特に重要な施設でありますというような明記をされて区分をしている場合がございます。村の施設の設置条例では、そういった特に重要な施設であるというような文言は入れてございませんので、特別議決の必要はないというような判断をさせていただいております。

また、みずほ保育園を廃止にしたときも普通議決で議会のほうに議決をしていただいておりますので、同じ案件ということで、今回も普通議決の議案として提出をさせていただきます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 13番。

村の条例では、特に重要な施設の条例の定めがない、定めていないので該当しないんですよというお話だというふうに理解をしたんですけれども、では、何で、まず村はその重要な施設の定めをしていないのかというのがまた別の話になりますのでここではやりませんが、村の条例になくとも法律、またはこれに基づく政令に特別の定めがあるもの、10項目ありますよね。この中に、この保育園というのは該当しないのか再度確認します。

先ほど、みずほ保育園はそれでやりましたと言いましたけれども、様々今、法律とか政令とかが変わってきています。その変わった中で、みずほをやった後に、これまでの時間の中でこの法律、もしくは政令などは変わっていないのか確認をしたいと思います。これ間違えると大変なことになってしまいますので、きちんとお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

みずほ保育園の廃止条例を出してから現在まで、特にその部分の国のほうの政令等の変更はなかったかなというふうに考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 考えておりますでは、議会がおっかなくて採決できないと思いますよ。万が一これ間違って、本来であれば政令で改正になっている、特別多数議決要件だったというのが後から分かったときに、さてどうなるのかなと思うんですよ。つまり、議会の採決であれば、特別多数議決で一度決まった、採決されたものをまた変更することはできると思います。ただ、相手のある話なんです。そこをきちんと確認しないと、果たしてこのまま進んでいいのかどうなのかというのが私は不安になります。

それを確認していただきたいなと思うんですけれども、それともう一つ、私、これを調べるに当たって、地方自治法の逐条解説というのがございますよね。それを見ておりましたけれども、今、総務課長のほうからあった地方自治法の第244条の2に関連するところで、ページ数で言います。逐条解説の1,005ページの中に、若干後方になりますけれども、「廃止とは、公の施設をその設置目的に従って住民の利用に供しないこととすることをいう。公の施設の物的要素が逸失した場合においても右に述べた手続を取るべきものと解する。3分の2以上の者の同意は廃止をする旨の対応議案について必要とされるのではなく、設置条例廃止の議決の際について3分の2以上の者の同意があればよいと解される」と書いてあるんですけれども、このこともきちんと執行部のほうでは確認をされて、今回この議案を臨んでいるのか伺いたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午前10時43分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前 10 時 43 分）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいまより、午前 11 時 15 分まで休憩いたします。

（午前 10 時 44 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

（午前 11 時 15 分）

○議長（真船正晃君） 答弁をお願いいたします。

総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 先ほどの上田議員のご質疑にお答えいたします。

施設区分ごとに重要な施設のうち、特に重要な施設はどれに当たるかというようなそういったものを示されている政令、省令等はなく、逐条解説のほうに、特に重要な公の施設の例示として、上下水道事業、自動車運送事業、鉄道事業、清掃事業などの不特定の住民の方が利用する施設を掲げている例示がございまして、特に重要な施設を条例で定めている市町村の条例等を見ると、そちらを参考に、そういった不特定多数の方が利用する施設を、特に重要な施設のうち特に重要な施設というような位置づけをしている例がございます。

西郷村におきましては、特に重要な施設であるというような条例の制定はしてございませんので、今回の事例につきましても普通議決での処理ということでもいいというふうな解釈をさせていただいております。

また、今回、逐条解説の先ほどご質疑の中にもあったと思うんですけれども、廃止につきましても今回は民営化するだけで、実際に施設を廃止するわけではございませんので、そこについても特に問題はないだろうというふうな認識で、今回普通議決として議案を提出させていただいております。

○議長（真船正晃君） 13 番上田秀人君。

○13 番（上田秀人君） 13 番。

最初に私、この特に重要な公共施設という話を後からということと言ったんですけれども、今、総務課長の答弁の中でいろいろ逐条解説の中の話がありましたけれども、私もその部分は見ていました。路線の認定とか、公共下水道とか、中学校とか、教育施設とか、都市公園とかといろいろ出てくるんですけれども、何でここに保育園が入っていないのかなと大きな疑問があるんですよ。

それと同時にあったのが、じゃ、村は何をやっていたんだと思うんです。人に関わる大切な施設を、その認定をしていなかったというのは行政の不作为じゃないんですか。このことだけは強く申し上げておきます。

それと、今回いろいろと考えましたけれども、まさに説明不足だというふうに私は考えざるを得ない。そのことが、誤解が誤解を呼ぶ。それが村だけではなく、相手方

の、この業者の方に対しても大変失礼な話につながると私は思いますよ。

村長に確認したいと思いますけれども、こういった誤解が誤解を生むようなこういった案件をこのまま進めて本当にいいのか。私は、一度この関連する議案を全て取下げをして、村民の方に、関係する保育園の保護者の方、そして、我々議会にももう一度丁寧な説明を行って、もう一度議案として付すべきではないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 13番上田議員の質疑にお答えいたします。

説明不足とか誤解とかいろいろありますけれども、昨年10月に全員協議会で民営化しますよということではかって、その後、粛々と保護者説明会、あるいはプロポーザルのこともあり、そして、業者選定もして、業者が決まった段階でさらに保護者説明、そして、運営方針についてもしっかり私は対応してきたと思いますので、ここで止めるわけにはいきませんので、進めたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 13番。

昨年の10月から話をしたという話だったんですけれども、このプロポーザル方式、まだまだ議会としてはなじみがない。しかしながら、庁舎建設に伴う設計のときに、では、なぜ東京の業者がわざわざここに何回も足を運んで説明をして、我々の疑問に対して答えをいただきましたよね。片方ではそれをやる。しかしながら、片方ではきちんと質疑の中、一般質問の中にもありましたように、それに対してお答えをしていない。それなのに丁寧な説明をしたというふうに言われるのか、私は大きな疑問を持ちながら質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑はありませんか。

15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 15番矢吹です。

議案第67号「西郷村保育園設置条例を廃止する条例」なんですけれども、まず前段で、残念ながらうちの子どもも3人、まきば保育園でお世話になりました。今現在、長男が46歳ぐらいになりました。

残念ながら保育園は、村立としての今現在、社会福祉協議会でみずほ保育園、そして、くまっこ保育園が社会福祉協議会ということで、唯一のまきば保育園が行っていたわけなんですけれども、その中で、まだ最初に、私も一番気づいたのは、同僚議員からも今質疑がありましたが、プロポーザル審査報告書が、丁寧な説明が庁舎建設はあったんですけれども、今回は何で報告書が出されていないのか。まず、その1点をお聞きしたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時23分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前 11 時 24 分）

○議長（真船正晃君） 答弁を願います。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 矢吹議員にお答えいたします。

庁舎に関しては、設計屋が決まって、議会とのコミュニケーションを図ろうという、施設を造る上で来てもらって説明させていただいた経緯がございます。

今回は、平成会については、保護者との説明会もきちんとやっておりますので、その辺は大丈夫だと私は確信しております。

○議長（真船正晃君） 15 番矢吹利夫君。

○15 番（矢吹利夫君） 質疑します。

保護者は説明したんじゃないですか。議会のほうも丁寧に今まではやっていたつもりなんですけれども、庁舎として。議会のほうには、保護者とまた違うでしょう。それはどうなっているんですか、審査報告書というのは。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ちょっと庁舎と保育所、切り離していただきたいんですよね。庁舎については議場もあるし、全般的なということで、議員も関わるということで丁寧に説明して、今回の件については、保護者に対して業者のほうの説明しているということで、何ら問題は私はないと思っております。

○議長（真船正晃君） 15 番矢吹利夫君。

○15 番（矢吹利夫君） 村長、議決権はどこにあるんですか。そういうのはちょっとおかしいんじゃないですか。保護者に説明できて、我々には説明できないと。ちょっとおかしいと思うんですけれども、どうなんですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

保護者に丁寧に説明しているということで、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正晃君） 15 番矢吹利夫君。

○15 番（矢吹利夫君） 今、保護者には分かっています。議会としては理解していないということなんです。保護者にやっていれば何でもいいんですか。そういう捉え方に取られますよ。保護者が分かっているんだったら議会は分からなくてもいいという、そういう解釈になりますけれども、いいんですか、それで。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

11 月 27 日、議員はちょうど欠席されましたけれども、丁寧にそのとき説明させていただいております。

○議長（真船正晃君） 15 番矢吹利夫君。

○15 番（矢吹利夫君） すみません、私いなかったもので申し訳ないです。

本当に申し訳ないですけれども、どういう内容なんだか後から。いいですか。じゃ、

保護者の説明の中で反対意見として、アンケートの中なんですけれども、上の子どもたちが通っていた民営化された保育園の方針に賛同できなかったために、唯一の村立保育園のまきば保育園を第一希望に入園しました。そういう、やはり大事なこと。あとは、村の財政負担の軽減が主な目的としか感じ取れないと、こういう意見もあります。また、公立保育園がなくなることが子育て支援となるのか疑問ですと。

そういうのも理解した上でのこういう進め方でいいんですか。公立保育園を全てなくすることが子育て支援になるのですか。私も3人の子どもを安心して、今後のやつは不安だとは言い難いですが、村だったらいろいろな問題、やはり取り上げてもらえます。あとは、メリット、デメリットが明確じゃないと。不確定で心配ですと。民営化のメリットが期待できない、そういう意見も多々あるんですよ。9,000万円浮くとか、村長が常日頃言っているのは何ですか。子どもは村の宝だって。金額どうこうじゃないですよ、それは金額もあるけれども。もう一回答弁をお願いします。

だから、そういう反対の意見も取り入れて丁寧な説明ですかということではないんです。反対意見も多々あるんですよ、これ。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 答えいたします。

いろんな意見がありましたけれども、それも職員のほうが丁寧に保護者の方に説明して理解しているということでもありますので、議員のほうにもその点、理解してほしいと思います。

公私連携型ですので、まるっきり丸投げじゃないんです。最後まで村が面倒を見るということでもありますので、責任持つということです。何ら私立であろうが公立であろうが、子どもの……

○15番（矢吹利夫君） そんなんじゃないほうがいいんです。

○村長（高橋廣志君） そうじゃなくて、その上で財政が9,000万円、今の時点で浮くから、それは保育士の確保、あるいは待機児童、それから、いろんなこと、子育て支援にしっかり対応していきたいということで、子どもを育てる、みんなで育てる、村の宝であります。そういうことで、ご理解をお願いします。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 15番。

先ほどすみません、あまりエキサイトしちゃったもんで。

丁寧な説明をしたということで村長の答弁はありましたが、4月から入園した保護者に関しては、入園したのが村立ということで希望して、一番まきば保育園が多かったということは、これはいろいろやはり、2つの社会福祉協議会でやっているのよりやはり村立ということで安心して、保護者のほうは、4月以降のは保護者に聞いたんですけれども、全然説明なく。4月以降では結論が出ているんですよ。それで保護者に丁寧な説明がなされているのか、もう一度、再度お願いします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 15番矢吹利夫議員のご質疑にお答えいたします。

まきば保育園の保護者説明会につきましては、第4回目の保護者説明会として、令和7年1月下旬頃に、民営化についての丁寧なご説明を再度させていただきたいと思っております。

今までの経過についてでございますが、令和5年12月20日に、まきば保育園保護者に第1回目の説明会を実施させていただきました。続きまして、第2回目の説明会として、令和6年2月28日に、まきば保育園利用者への説明会を実施しております。令和6年10月22日に、第3回目のまきば保育園利用者の保護者様へ説明会を行っております。なお、このときには、選定法人である平成会の方も出席されて、丁寧なご説明をさせていただいております。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 第1回目は令和5年12月20日ということで、第1回目は。第2回目が令和6年2月28日、そして、今度10月でしょう。ちょっとその説明、4月以降入園した保護者さんが村立ということで入ったわけなんですけれども、入って今度、10月でしたっけ、令和6年10月22日に。入る前提というか、4月で入園する保護者、子どもさんも、その中でそういう話は聞いていなくて、入ってからそういう説明を受けたということで、10月でしょう。

だから、4月に入る時点の前以前にやれば、保護者も考えていたんですけれども、一番、やはりまきば保育園というのは、あそこは場所もよいし、第一希望が多いというのは私は理解しておりますが、それで入れないといろいろと分けられて、みずほなり、くまっこなり、または川谷保育園とかいろいろなところに、どうしても見て預けていただけないということであれば、それが保護者の思いどおりにいかないというのはしょうがないですね、定数がありますから。

その説明が10月以降では、動きとしては全然違うんじゃないですか、これ。10月にプロポーザル、決まったような。意見としても出されていないでしょう、それ。プロポーザルが令和6年4月18日に出されているんですけれども、どうなんですか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時38分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時39分）

○議長（真船正晃君） 答弁願います。

福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

新たに村立まきば保育園に4月から入園された保護者の皆様への説明は、民営化の説明ですが、10月22日の1回となっておりますが、そこにつきましては丁寧に説明させていただいた上で、保護者の方は説明会の中ではご理解をいただいている状況

であります。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 今、課長から説明を受けましたが、10月22日、令和6年4月18日にプロポーザル実施公示となっているんですけども、告示と。ちょっとこれで果たして保護者に対して丁寧な説明、先ほど、大分村長も丁寧な説明をしたとおっしゃったけれども、ちょっと順序が違うんじゃないんですか。保護者と10月で。審査段階過ぎているんですよ。4月から新たに入った保護者にも説明しないと、ちょっとおかしい。

保護者はやはりみんな、預けている保護者が対象だと思うんですけども、それからこういうような、やはり反対の意見が出るんですよ、先ほど言ったとおり。民営化のメリットに対して期待ができない、村の財政負担の軽減が主な目的としか感じ取れない、少なからず変化は生じ、園児への影響があると。どうなんですか、もう一度分かりやすくお願いします、再度。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

大多数の方が説明の中で理解していただいて、民営化になってもそこに入るということの了解も得ていますので、丁寧な説明は、課長が言ったようにやっているものと私は思っております。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 今、村長から大多数と。大多数というのは何名の判断で言うんですか、大多数というのは。大多数というのは9割以上ですか、もう一度。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

まきば保育園を民営化することに賛成する世帯につきましては、「賛成」が18世帯、「どちらかといえば賛成」が39世帯、「どちらかといえば反対」が12世帯、「反対」が2世帯、「無回答」が2世帯となっておりまして、先ほどの大多数の部分でございますが、「賛成」、「どちらかといえば賛成」という世帯が79世帯の調査中……、合計で79世帯中57世帯が「賛成」、または「どちらかといえば賛成」になっておりまして、78%となっております。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 私が聞いているのは4月以降の保護者なので、今の課長の答弁の中で、これは令和5年12月21日から12月27日までの実施期間のアンケートでしょう、これは。違うんですか。それ以降のやつ、4月以降のやつは。これは去年の話ですよ、アンケート取っているのは。違うんですか、これ。期間、1回ですよ。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

民営化を進める上で、保護者のまず意向を聞かなければならないと私たちは思っておりますので、第1回目の保護者会終了後、アンケート調査の結果も議員の皆様にも

お配りさせていただいておりますが、令和5年12月21日から12月27日までの期間で、保護者の民営化に係る部分の意向を丁寧にお聞きしたところでございます。

2回目の保護者会において、アンケートの集計結果と保護者様が不安に思っている部分ですとか意見については丁寧に回答書にまとめ、保護者の方に説明をさせていただいております。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 課長、それは分かっているんですよ。

令和5年12月21日、事業者選定までの経過についてということで、私は持っているんですよ、それ。それ以降の令和6年4月以降の保護者に対しての説明はなされているのかということで、私はお聞きしているわけなんですよ。これは、アンケート調査は持っていますから分かっています。それ以降のやつ、やっているんですかということで聞いていたんですよ。どうなんですか、それ。それは分かっています。もう一度お願いします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

4月以降に入園されている園児の保護者に対する民営化のご説明でございますが、先ほども答弁させていただきましたが、令和6年10月22日に第3回目の保護者会を開催させていただき、民営化についてご説明させていただいております。

なお、そこでは、選定法人の平成会のほうも参加していただき、ご説明をさせていただいておりますが、財産の部分等につきましても、併せて民営化の条例のほうも12月の定例会において上程することで、可決になった場合にはということでご説明を丁寧にさせていただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 説明という話は分かっていますけれども、アンケートだの4月以降のは取っていないでしょうということで聞いているんです、それ。アンケートは分かっています、去年の話ですから丸1年ですね。令和5年12月21日から27日までが保護者アンケート、その後の本年度のアンケートは取っていない。そして、丁寧な説明とは言えるんですかということで言っているんです。4月以降ね、令和6年4月以降の保護者に対して。もう一度聞きます。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

4月以降のアンケート調査は実施しておりませんが、説明会の中で意見を頂戴し、口頭による回答とさせていただいております。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 15番。

しつこいように聞きますけれども、その場でなかなか話が出ないと思います。そうということで、こういう形でアンケートを取れば、これほどやはり不安がっている保護者さんがいます。それは課長もご理解だと思います。保育料が上がりそうだから、村

の監視がなくなりそうだとか、説明の中でやはり文面に書くとき書きやすいけれども、人前ではしゃべりにくいとかありますよ、本音は。それで、果たして丁寧な説明と言えるのかと、村長は丁寧な説明、保護者にしているということで強く言っておりましたが。これアンケート取ればまた違う形になりますよ。また増える。4月以降、何だ、まきばも今度民営化になっちゃうのかと。その後の意見も大事ですけども、アンケートを取れば、これは本当に今預けている親御さんたちも安心して言いたいこと言っ
てこうやって上げていただいたから、確かに。それで、果たして丁寧な説明、説明するほうはいいけれども、聞くほうはおとなしく聞いています。一部だけです、発言するのは。

こういう字数でアンケートを取ればこういう結果で、全員がとは言いませんが、9割以上が賛成という形はいいんですが、これほど疑問を持っている、いろんなやつ
のアンケートの数字が出ていますよ。にもかかわらず、丁寧な説明をしていると、私はちょっと理解し難い。もう一度お願いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

アンケートはアンケート、それからスタートして、令和6年になってからは保護者との接点があつて、その中で丁寧に説明、いろんな要望を聞きながらやってきた、これはこれです。そして、アンケートの結果、先ほど課長がちょっと話しましたけれども、民営化に対するおおおむね賛成が78%、そして、民営化になっても入れますか
ということになると、90%の方が入るということになっておりますので、そういう
中で、何ら問題は私はないと思っております。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 村長、今の答弁の中で、入るというのは共働きだから仕方なし
に入るんですよ。村長、違いますか、今共働き。これだけ物価が何もかも高騰して、
そういう中で共働きしないと生活できないと。それ、九十何%とかなんだの言ってい
ますけれども、預けなくちゃ駄目なんですよ、今の状況では。うちが嫌なら入らなけ
ればどこに行くのといったら、行きようもないんだし。

そして、丁寧な説明と、だから説明はいいんです。アンケートそのものを取って、
こういう形になれば恐らく不満は出ます。それがどちらかといえどかなんだのって
書きますけれども、これ絶対になっていないんですから。どうなんですか、それで、
もういいつもりなんですか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

第3回目の保護者会におきましても丁寧な説明をさせていただき、会議の終了後に、
先ほど議員おただしのとおり会議の中では意見を述べられない保護者の方もいらっし
ゃると思っておりますので、会議の中の保護者の方に対しましては、会議終了後でも
いつでも結構ですので、まきば保育園の民営化に対する保護者のご意見、ご不安等が
ございましたら、保育園経由でもかまいませんし、直接福祉課のほうにご連絡いただ

いてもかまいませんのでということで、保護者の方には伝えさせていただいております。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 現在まで来た経過を見ると残念でなりません。4月以降、今課長がおっしゃった説明の中でも、4月にアンケートといろんな説明をやっておれば、一部の保護者は聞いていないとか、4月以降はどうなんだというふうになってしまうんですよ、本当に。去年の段階で、動いている段階でなんですよ。本年度4月以降の新たな保護者も、そう変わるのと、初めて聞いたと、不安だよとか、そういう何で村のほうでいろいろとそれは考え方があるんでしょうということで理由言いましたが、それでも、それでは、時間もお昼になる。

この公募型とプロポーザルの指名型、その中で指名型にしないという、しなかったのはどういうことでしなかったのかと思うんです、公募型の以前で。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時56分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時57分）

○議長（真船正晃君） 答弁を願います。

福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

今回のプロポーザルにつきましては、まきば保育園の民営化に係るものであります。村としましては、県内のみならず、県外に対しても広く公募を行い、多くの法人にプロポーザルに参加していただきたいとの考えで実施しているところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま15番矢吹利夫君の質疑の途中ではありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、議案第67号、議案第68号に対する質疑を続行いたします。

15番矢吹利夫君の質疑を許します。

15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 先ほど課長から答弁いただいたと思うんですけども、ちょっと聞き取れなかったものですから、もう一度ご答弁お願いします。

○福祉課長（相川佐江子君） 15番矢吹利夫議員の再質疑にお答えします。

今回のプロポーザルにつきましては、まきば保育園の民営化に係るものであります。村といたしましては県内のみならず県外に対しても広く公募を行い、多くの法人にプロポーザルに参加していただきたいとの考えで実施しております。

○議長（真船正晃君） 15 番矢吹利夫君。

○15 番（矢吹利夫君） ありがとうございます。

それではお聞きしますが、みずほ保育園の運営はプロポーザル公募型、指名型、どちらで行いましたか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 質疑にお答えいたします。

みずほ保育園の民営化につきましては、指名でもなくプロポでもございません。

○議長（真船正晃君） 15 番矢吹利夫君。

○15 番（矢吹利夫君） 質疑します。

そのとおりなんです。そういうことで今課長が答弁しましたとおり、みずほ保育園はしていないということで。社会福祉協議会で行っていると。

そしてまた、くまっこに対しては、くまっこ保育園は待機児童の解消ということで自動的に社会福祉協議会が行うと。

なぜ、公平性というか、社会福祉協議会に委ねるような考えはなかったのか、再度お聞きします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

社会福祉協議会には私の記憶では、平成3年頃からどうですかというお伺いはずっとしておりました。そういうことによってお願いできないかということは再三お話ししてきたところであります。

○議長（真船正晃君） 15 番矢吹利夫君。

○15 番（矢吹利夫君） 村長が平成3年から、令和でしょ。（不規則発言あり）平成3年。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 失礼しました。令和3年です。

私、記憶は令和3年なんですけれども、それ以前からもそういったお話はさせていただいております。

○議長（真船正晃君） 15 番矢吹利夫君。

○15 番（矢吹利夫君） 今村長の答弁で令和3年からと理解はしておりますが、以前の前会長です、亡くなられたということで、その後の新たな会長になりました今の、名前は伏せますけれども、聞くところによると、欲しかったという話も一部聞いておりますけれども、そこら辺は村長は耳にしているのかしていないのか。また、説明会の中で社会福祉協議会の職員が何名かということで、その後の説明会に参加していますが、その中でご意見としては、その会議の中で詳細に分かる範囲で結構ですのでお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほどの話に戻りますけれども、令和３年８月に、前会長と新しい会長も含めてその話をさせていただいております。

○議長（真船正晃君） １５番矢吹利夫君。

○１５番（矢吹利夫君） 今ちょっと話だけ、その内容に分かる範囲で説明、どういう協議をしたのか説明願いますということで言っているんですけども。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後１時０６分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後１時０６分）

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 矢吹議員にお答えいたします。

西郷村立まきば保育園経営移譲計画案ということで、このような資料をつくってお話しているということであります。（不規則発言あり）

内容は、これ読み上げると大変、読みましょうか。じゃ、読ませてください。

近年共働き世帯の増加や就労形態の多様化に加え、地域社会の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、保育に対するニーズが増大かつ多様化してきている。

こうした中、安心して子どもを生み育てることへの不安を解消し、子育ての支援を行う社会づくりが求められている。当村においてさらなる子育て支援策の充実、強化に取り組むためには、限られた人的・物的資源を有効活用することにより、持続可能で安定した財源を確保する必要があると考えているところである。

公立の保育園の民営化については、小泉内閣以後の官業の民営化、いわゆる三位一体改革の方針に伴い、公立保育園の運営費について自治体への予算が一般財源化され、補助金が削減される動きとなった。

このような流れの中、公立の保育園の運営費及び整備費、さらには保育の無償化に伴う経費など、国・県の交付金の対象外とされ、公立保育園の民営化は全国及び県内の多くの市町村で取り組まれる状況となり、当村では、平成２８年度に公立であったみずほ保育園の経営移譲による民営化を行い、民間法人の効率的な運営を取り入れたところである。

また、平成３１年度には、増加する保育ニーズに対応するため、新たな保育園運営くまっこ保育園の民間委託を行い、実質的な公設民営による保育園運営を実施している。

こうしたことを踏まえ、さらなる民間活力の活用と効果的・効率的な事業の推進を図り、よって全ての児童の最善の利益に寄与することを念頭にまきば保育園経営移譲

計画を策定するということであります。その中で目的、移管保育園の概要、まきば保育園の運営状況、まきば保育園の沿革、経営移譲の相手先、運営移管の期間、目標はこのとき令和5年4月1日と示させていただいております。移管対象、あるいは移管運営に係る経費と保育士確保、人材育成、民間移譲における移転先との協議、移転先の選定、それから保護者の不安、行政課題の解消など、そのようなことをここに網羅されております。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 村長から長々と説明いただきました。

その中で私はちょっと気づいたのは、子どもたちが安心して自分らしく過ごすことができる。今の現在の保育園運営では安心してできないということにも私は解釈しますけれどもどうなんですか。いや、今一生懸命やっている職員を含めてさらなる民間ニーズに多様化すると。今の保育園運営では不安だということにも私は捉えるんですけれども。今説明なんで。安心安全。不安みたいな形に捉えるんです。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

不安という今お話ありましたけれども、村が行ってきた保育園のこれまでの運営は、他園と比較し、サービスの低下や不健全な財政運営を行っているなどのようなことは決してございません。村として国の指針や基準に加え、園の保育方針、運営方針に則り、楽しい園、温かい園、笑顔あふれる園を目指して適正な保育園運営に努めてきたところであります。

では、なぜ民営化を行う必要があるのかにつきましては、平成28年4月にみずほ保育園が民営化となり、それ以降まきば保育園の民営化についても検討を進めてまいりました。各種計画等に掲げる村の方針、行政改革、外部評価による意見、民間活力の導入による様々なノウハウ、発想力、人脈を生かした保育サービスの実施、財政面の運営費削減など総合的に判断し、民営化し運営を行ったほうが効率的であるとの結論に至った次第であります。

特に、財政的な部分に目を向けますと、公立保育園は運営に係る費用について国・県からの補助を受けることができません。民営化することで国・県からの財政負担を受けることができるようになり、その額は現時点で約9,000万円程度になります。

なお、民営化で生じる財政効果につきましては、子ども・子育て支援、保育士、保育園の支援などに活用していきたいと考えております。

また、公立・私立の形態にかかわらず、村の子どもたちの保育環境を維持することで村として公の責任を果たすとともに、保育環境ばかりではなく、全ての保育家庭における子育て支援のサービス向上につなげ、その家族が笑顔で子どもを中心に幸せな生活を送ることができる支援をしていくことが公、村の責任と思っております。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 村長が言葉で言うておりますけれども、現状はなかなか。

じゃ、なぜくまっこは待機児童、保育園の解消と、待機児童の解消ということでも、くまっこ保育園はつくったわけなんですけれども、今現在待機児童が増加しつつある中で、果たして民間に委託した場合はどうなんですか、保育士の確保または待機児童の解消、そこら辺を明確に分かるように説明して。うちは放したから関係ありませんは無責任です。最後まで責任持ってやっていただければ私も理解はしますけれども。

それで今、村長の説明の中で効率的にということ、その効率的どういうことで効率的になるのか、私ちょっと解釈が、村長の考えとは違うかも分かんないですけども、もう一度再度お願いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 現在行っている保育に加えて、さらに民間活力、民間のノウハウ、人的・物質的な効果を期待し子どもを育てていくということであります。

今ほど保育士の確保とか子ども・子育てということでもありますけれども、併せて財源確保できることによってさらなる子育て支援をしていくということで、今回補正で上げさせていただきました保育士の処遇改善です、それと、今度上げてもらったいつでもドクターということで上げさせていただいたのは、特に昼間、休みとか夜間、子どもたちがちょっと病気になったときに、アプリでもって、アプリ登録することによってすぐに医師のほうから回答が得られる、これは画期的だと思うんです。そういったこともさらに今度は新年度によってはクーポン券とか子育てさらに充実させたいということでもありますので、その辺は理解していただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 理解してくださいと言っても、理解できないからこういう質疑しているんです、私は。保育士の確保、手厚いいろいろな保育所に対して村長はしておりますが、なおそれでも保育士確保が難しいということで。人材へとかいろいろな手をやっているにも関わらず待機児童の解消にはつながらない。そういう中でやはりきちんとそれをできていたら私も納得しますけれども、今現在のこの手放すということとはちょっと私は心配でなりません。

保育士の確保、待機児童が解消でゼロになれば理解しますけれども、それがならなくて、ますます年々以前より待機児童増えているんですよね。それをどうするのかということで、いろいろな面で対策して、結局集まらない。施設はできたんだけども保育士不足ということで。

今後民間にやったらどうなんですか。介護士とかいるけれども、保育士とは免許が違うんですよね。そういうのも踏まえて考えていると思いますが、OBの保育士を集めるとかそういうのだって、いや、私らの先輩方も大分いますけれども、そういうの受けられないという話も聞いておりますけれども、どのようにするのかと、ただ放して、いや放したわけでもない村は突っ張っていますけれども、私としてはちょっと疑義を思うところであります。

時間もないもんですから、またあとありますけれども、最後に村長に、課長いいですから、責任持って、駄目なときはそれなりの考えがあると思いますけれども、もう

一度村長お願いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

保育士の確保と待機児童の解消に向けて全身全霊を向けて取り組んでいきたいと思っています。そのためにもやはり、先ほど手放すというお話がありましたけれども、村が最後まで責任持つということが、公私連携のことでもありますので、最後まで責任を持つという子どもたちを手放すわけではありません。しっかり育てていくというのが信念でありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 最後にします。

私としては、今の状態できちんとした体制をできたら、また新たに考えるべきだと思いますが、村長がどう思っているんだか私とは違いますけれども、残念でなりませんが、私の質疑とします。

終わります。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑はありませんか。

14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番。議案第67号について質疑いたします。

例規集を見て、設置条例の中でいろいろたわれているんですけども、管理規則のところでは第8条の規定に基づき保育園の管理について必要な事項を定めているということなんですけれども、これ民設民営化だと、これからなるということで、一方は廃止になるんですが、管理規則からいくと設置条例がうたわれている限り、規則も変わっていくと思うんですが、まきばとみずほが公設民営化だとすれば、保育園の設置条例が廃止になると困るんじゃないかなと思うんですけども、その辺について伺いしたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後1時23分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時24分）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 午後1時35分まで休憩いたします。

（午後1時24分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時35分）

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君の質疑に対する答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 14番大石雪雄議員の質疑にお答えいたします。

民営化後もまきば保育園の保育内容を継承することとしておりますので、村の条例及び要綱等に準じて独自の内規を制定していただいて実施いただくこととなります。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 質疑を続けたいと思います。

条例に対しての質疑だったものですから、理解しきれないのでもう一度質疑したいと思うんですが、設置条例があって規則があるということです。規則は改正するのに議会にかけるのではなくて、規則はつくっていくことはできると思うんです。ところが、第1条の中に規定されているのが西郷村保育園設置条例各項ありますが、そこ読まないで、設置条例第8条の規定に基づき保育園の管理について必要な事項を定めるものとするが保育園の管理規定なんです。

今回のまきば保育園に対しては民設民営化ということで、これはもう関係なくなってくるのではないかなと思うんですけれども、みずほもくまっこも公設民営化だと思うんですが、ちょっと質疑等をしたいと思います。

公設民営化で間違いないですね。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 大石議員の再質疑にお答えいたします。

みずほ保育園、くまっこ保育園ともに民設民営となります。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） それでは理解することができました。

管理条例も要らなくなっちゃうということでしょうか。

ところが、この管理条例の中には第6条に保育園の募集からいろいろもろもろ規制されているんですが、これももう全然関係ないと。管理規則は必要ないんだということでしょうか。私が間違っているかも分かりません。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

民設民営になりましても、今回は公私連携型保育所となりまして、まきば保育園の今までやってきた保育内容を全て継承していただいた上で、法人側に運営していただくような状況になりますので、管理運営の部分については、変更になる部分についてはないと考えられます。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） ちょっと理解に苦しんでいるところあるんですが、そうするとこの管理規則の中の第1条はもう抹消されるということなんですか。ということは、今回議案が通れば設置条例がなくなりますから、何を基にして第1条が今度入ってくるのかがちょっと理解できないもんですからよろしくお願いします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

条例の廃止とか一部改正の部分につきましては、令和7年4月1日からの施行にな

りますので、3月31日までは公設公営（不規則発言あり）になります。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 年のせいちょっと理解が遅いんですけども、公設民営化というのは、今のみずほと今もう民設民営化なんですか。分かりました。

ただ、まきばに対しては3月30日までは公設だから、管理規定がそのまま継続するというので、管理規定はもうなくなって、管理規定という規則はなくなって新たなものが誕生するというのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

民営化になれば令和7年4月1日から民営化になってまいりますので、規則のほうではなく、民営法人による運営となってまいりますので、また、そこについては、公私連携型保育所と先ほども答弁させていただいていますので、その中で法人との協定を結びながらまきば保育園の保育内容を継承していただきながら、運営をしていただくような形になります。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 理解することができました。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

一括して討論を行います。

13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 13番。議案第67号について反対の立場から討論を行います。

この一連の議案に対して質疑、もしくは一般質問等を行ってまいりました。さきにお話しましたように、答弁から感じるものは、まさに説明不足ではないかというふう考えるわけでございます。

今回のプロポーザル方式、いわゆる企画競争入札と言われるこの方式、業務に対する提案の質、技術力、事業者の経験といった要素の下に判断されることが大きな特徴だと理解をしているところでございます。

現在村が建設を進めている役場新庁舎の建設においても、同じくプロポーザル方式で行われましたが、その際には設計業者の方が何度もこの場に足を運び、丁寧な説明がありました。そして、議会棟だけではなく庁舎全般に関して議会からの、私たちからの質問に対し、一つ一つ丁寧な説明と答弁があったと理解をしております。

しかしながら、今回のこの議案第67号に関しては、今回保護者の方に対しては丁寧な説明を何度も説明会を行ったと答弁をされておりましたが、では、議会に対しては一体どうだったのか。今回のプロポーザルについては、選定された法人の業務に対する提案の内容、その技術力について村がどのように評価をしたのか、村が選定したプロセスについても十分な説明がなく、その問いに対しても村が定めた要領などで公開しないという回答しかありません。

これでは我々議会は何をもって今回の議案を判断をし、この西郷村の大切な子どもたちの保育事業を委ねることができるのか、大きな疑問でしかありません。また、行政が大切にすべき公的サービスの一つでもある保育事業を産業化につながるこの議案に対しては、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（真船正晃君） 討論は反対者と賛成者と交互に行います。

ただいま反対討論が行われましたので、次に賛成の方の発言を許します。

ございませんか。

3 番山崎昇君。

○3 番（山崎 昇君） 3 番山崎です。

議案に賛成の立場から、反対討論がございましたので賛成討論を行いたいと思います。

この保育園の民営化に関しましては、一つは社会福祉法人ということで、社会福祉協議会のほうに民設民営ということで委託しており、そちらは通常どおりの運営というか、引き継がれた形で行われていると思います。

それで、今回のまきば保育園についても協定の中で、現状を引き継ぎながら協力してやっていくということでございますので、問題はさほどないかなと私は考えております。

それで、中身に関しましては、同僚議員、プロポーザル等いろいろ質疑もなされまして、それに対する村長側の説明、これに関しましても平行線でいく部分もあるかと思いますが、おおむねそのような感じで行われ、経費だけを優先して言っているのではないかという指摘もございましたが、それはもちろん当然財政としては考えるべき項目であると思います。

何よりも、そして、子どもたち。やはり不安、それから心配、これは変わるとなればあるのは当然でございます。しかし、何回か説明している中で、ある程度の理解を得たということで、今回の説明の中で私はある程度納得しました。

それで、保育園の先生が替わるということも職員が残ることでございます。ですから、ある程度引継ぎもスムーズにはいくのかなと思います。

よって、私はこの議案に賛成の立場として討論いたしました。

以上です。

○議長（真船正晃君） 次に、反対討論の発言を許します。

1 1 番鈴木勝久君。

○1 1 番（鈴木勝久君） 1 1 番鈴木勝久です。

議案第67号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、村民の声をお聞きください。

村民は保護者の声です、これは。今までどおりでよいと思う。説明会の際、他の保護者の方の質問にもありましたが、民営化した際、運営を行う法人によっては、現に勤務されている先生が引き続きまきばに残るか現段階では分からないと答えがありま

した。子どもたちにとっては、先生は毎日顔を合わせて外で一番信頼している大人だと思います。この先生が突然替わったり、戸惑い、驚くのではないかと心配しています。そのため、まだ不確定なことが多い状況では賛成とは言い切れません。

現在のまきば保育園に対して何の不満もなく、安心して子を預けられているので、民営化にすることによって先生方の働き方や処遇など不利益になるようなことになるのは心苦しいので、今までの保育園であってほしい。

メリット・デメリットが明確でない。不確定が多くて心配。現状の資料のみでは判断ができない。民営化のメリットに対して期待ができない。村の財政負担の軽減が主な目的としか感じ取れない。先生の入替わりや環境が変わることを聞くので不安。子どもたちや先生方の負担にならなければよいと思う。公立の保育園がなくなることが子育て支援となるのか疑問。村として公立の保育園を全てなくすことが、子育て支援になるのですか。財源確保にはなるかもしれませんが、保育園の運営も大切な事業だと思います。全施設を民間に任せて事業撤退されたら、子育てしていきません。できれば、現在の先生方をお願いしたい。

これは一部の保護者の声であります。保護者は現在のままでいいというのが大半の意見でございます。これはまきば保育園を民営化することに賛成ですかということの反対の声であります。これは令和5年12月20日に説明会を開き、12月21日から27日のアンケート調査結果でございますが、このように民営化するのと、公設、この選択肢がなくなる一つを。

民間に通わせるのもいいんですけども、私は安心して公設に通わせたい。この78%の民営化でもいいという賛成は、自治体の担当課が説明した、要は村に対する信頼だと思っています、私は。賛成、やや賛成、どちらかというと賛成というのは、村の信用状態だと思います。村が説明して、民営化ありきで説明をし、そこでアンケート調査結果ですから。村は確かに支持をされておりますけれども、一企業が信用されているとはこの結果では出てこないと思います。その後にプロポーザルです。それで企業が決まってきた。そうしたら、企業がどういう会社か、私も当然民営化といっても社会福祉協議会はそれを担うんだと、今までの流れでいきますと思いました。

ただ、ここにきて一気にプロポーザル。そして、私たちからすれば本当に知らない企業が、一企業が入ってきているんです。さっき質疑でも言いましたけれども、この企業は、結構インターネット上では訴訟問題、ホワイト度では4、5の評価なんです。それで、今同僚議員も言いましたけれども、丁寧な説明をしましたと言いましたが、議会には10月27日が全員協議会、それでやっと説明なんです。それで私たちも資料集めに専念したり、担当課に聞いたりいろいろしました。でもまだまだ子どもを本当に預けられるのか、そこまでには至っていないと思うんです。だから時間をくださいということなんです、議会に対して。

今の執行部は、小児科医院含めずっとこういうやり方できたんです。ぎりぎりで議会にかけて承認をもらうというやり方。議会側でちゃんとその内容を精査して、これは賛成に値するかしないかというのを吟味するまでに、もう先がない、先がない。こ

れで全て今まで決めていってしまう。

こういうやり方はやめてくださいと言っているんですけども、本当にこのやり方ばかりだと、確かに説明はしますけれども、村長、目の前にきて説明なんです。これは丁寧に説明はしますけれども、議会だって考える時間が必要なんです。

それと、この1回の去年の12月21日のアンケートだけでは、本当に保護者の皆様にも理解できたのかなというのは疑問符がつきますよね。5年間村が猶予持っているじゃないですか。職員の給与問題で。ですから今すぐ、来年の4月から今すぐ進める事業ではないと思うんです。もうちょっと丁寧に私たちも勉強する時間があり、それで村民の方にも徐々にこの民設民営、公設はなくなったんですけども、あなた方村民の皆様の選択肢は狭まりましたが、こういうことでご理解くださいと、もう1回やっていただきたいんです。

この七十何%の賛成は、これは村に対する信用度の度合いだと思います。村は信用されています。ただ、この企業に関しては先ほども申しましたけれども、いまだかつてここで事業をしていないんです。だから、もっと調べる余地があるんじゃないかと私は思います。丁寧に説明、ですから、この議案は早計に今結論を出すべきではないと私は思い、反対の立場で討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（真船正晃君） 次に、賛成の方の発言を許します。

7番君島栄一君。

○7番（君島栄一君） 7番君島栄一でございます。

議案第67号「西郷村保育園設置条例を廃止する条例」等について賛成討論いたします。

まきば保育園民営化については、令和5年10月31日の全員協議会において説明され、公私連携型保育所、児童福祉法第56条の8は、村が設置、運営主体である民間法人と連携し、土地・建物公有設備の無償又は廉価で貸付け・譲渡可能とし支援を行うこととともに、人員配置を提供する教育保育を運営に関与し、適正な運営が行われるよう村と法人が協定を締結し運営を行う保育所というところとありますという中で、保育園の利用調整や保育料の決定・徴収の設置、運営は村にあり、設置管理や園の運営、職員雇用等は事業者が管理運営を行う。また、運営の負担、運営人件費については国・県から法定分の負担があるとの説明を受け、児童福祉法に定める公私連携型保育方式を導入する方針により、まきば保育園を運営することとなるという説明を受けてございます。

このことにより、令和5年11月から令和6年3月まで正職員、会計年度任用職員説明会、利用者、保護者説明会、子ども・子育て会議開催、諮問・答申などを実施し、関係者との同意の下事務手続を進めており、運営事業者の選定に当たっては公募型プロポーザル方式を採用して、4月から7月にかけて実施要領に基づく公告、現地説明、事業者選定の委員会の審査による選定結果を受けて、湖山医療福祉グループ社会福祉法人平成会と同グループ社会福祉法人大和会の共同運営となり、運営主体は平成会と

なったところであります。

また、運営事業者選定後において、８月から１１月に法人選定後の協議及び職員説明会、アンケート調査及び意向調査、利用保護者への説明会を実施して関係者の了解を得ているところであり、設置運営民営化の計画に係る経過説明及び今後の進め方等については、令和６年１１月２７日の全員協議会で周知されているところであり、事務手続上は同意または了解の下で進んでいると理解しております。

公立保育園から民営化により公益性の部分一部継承にしつつも、民間ならではの多様化する保育ニーズに対応できる広い保育運営と、子どもたちが安心して自分らしく過ごせることのできるよう家庭的な雰囲気大切に、子ども一人一人発達段階と生活リズムに合わせた適切な支援、さらに地域連携による保育支援事業の展開など柔軟な対応が可能となり、（不規則発言あり）保育サービスの質の向上を図られていくとともに、また、民営化によることにより運営負担のほか、保育環境の整備、保育士の処遇改善に係る国等からの財政負担も受けられることが可能となることなど効果が得られます。

さらには、民営化により、現在村負担額の民設民営化後の村負担額の比較によると約９，０００万円の新たな確保可能な財源については、今後保育士等の処遇改善など、様々な子ども・子育て支援の施策に充てることができるようになります。

選定された運営事業者である湖山医療福祉グループにつきましては、大和会は東京都多摩市で保育園運営の抱負な経験と実績があり、平成会においてはリアンヴェール西郷を運営するなど高齢者福祉に精通しており、村が望んでいる地域密着型小規模特別老人ホームの整備をすることにより、子育てと福祉の村西郷の実現に向けて最適な事業者であると思います。（不規則発言あり）

民営化によることにより、保育サービスの向上と持続性、待機児童の解消並びに財源の計画確保のため、子育て支援を円滑に進める観点から賛成討論といたします。

以上です。

○議長（真船正晃君） 次に、反対討論の発言を許します。

ございませんか。

１２番藤田節夫君。

○１２番（藤田節夫君） １２番藤田です。

議案第６７号について反対の討論に参加したいと思います。

今回のまきば保育園の分割民営化に対して、私はもう一昨日の一般質問でも表明したとおり反対の立場ということで公表はしておりますけれども、今までにいろいろな人の意見が出てきました今日。そういった中で、やはり私は何といたっても２７日に最後に出された全員協議会の資料ですけれども、この資料が私もこれは資料見てびっくりしているところですが、議会に全員協議会で配ったと同時にこの議案書の交付された日と同じ日なんです、これ。ということは、村立まきば保育園民営化計画に係る経過説明及び今後の進め方ではないんです。決まったことを皆さんに報告しますよと。議案提出だけで議決はしていないのでその辺はですけれども、でも、議案をも

う提出準備をした中で、もうこれがもう決まったも同然だよと。

それで、普通であるならばこのアンケートを出た後に、これだけのアンケートの結果が出ているわけですから、これを出た後に我々にやはりこういう意見も出ているんですけれどもということで説明があつてしかるべきだったんじゃないかなと思います。

これは本当に議会軽視と言わざるを得ないのではないのでしょうか。そういった意味では、今回のこの議案は取り下げて、さらに皆さんと協議をしながら進めていくべきじゃないのかと思ひまして反対の討論といたします。

以上です。

○議長（真船正晃君） 次に、賛成の方の発言を許します。

6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 6 番鈴木でございます。

議案第 6 7 号につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、今回昨年の 10 月、そして今回、2 回の全員協議会の中で種々説明いただきまして、個人的には理解したところであります。その日程の経緯についてもご説明いただきまして、その中でまず子ども・子育て会議を開催して、そして答申ということで、全員賛成の下でこの民営化について賛成ということで答申をいただいているということで、この子育て西郷村子ども・子育て会議、言わば西郷村の子ども・子育て支援に携わっている、まさに子どもの保護者、例えば今のまきば保育園の父母の会の会長ほかみずほ保育園の父母の会の会長、それから会長としては社会福祉協議会の会長がなさっているという、こういう西郷村の子ども・子育て支援を村の村政に対して意見を言える立場の組織であります。

その組織で全員がこの民営化について賛成ということをおっしゃっているということは、それは言わば、私はこれも尊重しなければならないのかなと思っております。

なぜ尊重しなければならないか、やはりこれは一つの村民、民意だと思います。民意を反映するのが議会ではないのでしょうかということで、私はこの議案については賛成ということで討論させていただきます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 次に、反対討論の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより午後 2 時……。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後 2 時 12 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後 2 時 13 分）

○議長（真船正晃君） このまま続行いたします。

（「無記名投票」という声あり）

○議長（真船正晃君） これより一括して採決を行います。

ただいま議案第67号「西郷村保育園設置条例を廃止する条例」及び議案第68号「西郷村一時的保育事業費用徴収条例を廃止する条例」について、11番鈴木勝久君より無記名投票による採決の要求がありました。

これに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手1名）

○議長（真船正晃君） 挙手1名であります。

したがって、2名以上から無記名投票による採決の要求がありましたので、西郷村村議会規則第82条の規定に基づき、この採決は無記名投票で行います。

議案第67号「西郷村保育園設置条例を廃止する条例」及び議案第68号「西郷村一時的保育事業費用徴収条例を廃止する条例」の採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（真船正晃君） ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番鈴木昭司君、5番大竹憂子君、6番鈴木修君の3名を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

ここで念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対とみなされますので、十分にご注意願います。

（投票用紙配付）

○議長（真船正晃君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

立会人の方は投票箱の点検をお願いいたします。

（投票箱点検）

○議長（真船正晃君） 異状ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、議席順に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

（事務局長氏名点呼、投票）

○議長（真船正晃君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。鈴木昭司君、大竹憂子君、鈴木修君は開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（真船正晃君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 15 票

有効投票 15 票

賛成 9 票

反対 6 票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第 67 号「西郷村保育園設置条例を廃止する条例」及び議案第 68 号「西郷村一時的保育事業費用徴収条例を廃止する条例」については、原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） これより、午後 2 時 45 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 25 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後 2 時 45 分）

◎議案第 69 号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第 6、議案第 69 号に対する質疑を許します。

6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 6 番鈴木でございます。

議案第 69 号「西郷村コミュニティセンターの設置に関する条例の一部を改正する条例」について質疑をいたします。

今回の改正は使用金額の変更と現在の 4 時間単位での使用料を 1 時間単位に変更するということですが、これについて、次の議案第 70 号も同様でございますが、早く言えば、文化センターの料金改定ということでございます。

11 月の全員協議会で説明がありました資料を拝見すると、例えば、第 1 研修室で見ますと、現行の使用料に冷暖房費を加算して 1 時間当たりに換算すると、488 円という数字が出ております。改正後は 450 円となりますということですが、本来、全員協議会でも説明されましたが、従来の 30% の付加料金を加算済額として通年適用するということですので、そうすると 488 円はなぜ切り下げて 450 円に

したのか伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 6 番鈴木修議員のご質疑にお答えします。

こちらに関しましては、50 円単位というのを一つの単位といたしましたので、それで50 円単位で切り捨てというような考え方を採用いたしまして、488 円の場合には、50 円単位でいきますと500 円になるか450 円になるかというところになりまして、切り捨てという考え方をいたしますので450 円のほうに設定というふうに案を考えました。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） そうしますと、現行から考えると引下げになると思われるんですけども、通常であれば488 円という金額は500 円という切りのいい数字にするべきではないかなと思っているところだったんですけども、ましてや今回実態に即した使用金額に変更するということで、1 時間単位にするのは、それは利用者側からすれば大変ありがたいことであります。ただし、その4 時間単位のやつを1 時間単位にして、そしてまた現行の利用料金よりも引き下がるような改定は、ちょっと私はいかなものかと思っております。ましてや今回、冷暖房の電気代ということで、空調の電気代ということで、消費電力まで参考資料に掲出して、例えば第1 研修室ですと、冷房のときには4.2 キロワット、暖房のときには4.1 キロワット、1 時間当たりの電気料、例えば30 円に計算しても120 円がかかるわけですね。30 円というのは本当に今安いのか高いのか分かりますけれども、平均するともっと高いのかなと思います。

そうすると、120 円をプラスすると、今までの4 月から10 月が375 円で四百九十何円になるんですね。したらやっぱり500 円という考えが妥当かなと思います。もう既に出ておりますので、その辺は分かりました。

あと、この利用料金、使用料金を取る団体というのは、私は村民のほとんどは減免措置されて、村民の個人利用以外は利用料金は免除されているはずだと思っております。その辺について伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） ただいまの鈴木修議員のご質疑にお答えいたします。

利用料の細かい減免のおただしかと思いますが、こちらは条例の施行規則というのがございまして、そちらの使用料の減免については、第4 条により、例えば、国、地方公共団体、その附属機関が使用する場合は免除、2 番目として公共団体が使用する場合も同じく免除、3 番、国が後援して行う行事に関する場合は減免となり、4 番までありまして、社会教育団体、学校教育団体、文化協会加盟団体、スポーツ協会加盟団体及び西郷村教育委員会が認める団体が使用する場合は減免という条項がありますので、そちらに基づいて使用料を設定しております。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 私もその部分は見えております。そのほかに村長が認めた者という

のが入っていると思います。それで、要は言いたいのは、使用料金を納付する団体というのはどのような団体が多いですか。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 6 番鈴木修議員の再質疑にお答えいたします。

令和 5 年度を例に挙げますと、例えば村内利用者の方を見ますと、主に事業者として、例えば企業等、それから任意の団体、個人の方というふうな形になっております。また、村外の利用者に関しましても、事業者というくくりで、企業、協会や組合という団体の利用者が主に多いです。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） ただいまのご説明、答弁ですと、令和 5 年は企業関係とか任意団体等が多いということで、ある程度組織が借りている状況になっているのかなと、そういう団体であれば 4 5 0 円でなく別に 5 0 0 円取っても、私は受益者負担の考えからすればよかったのかなと思いました。ということで、これまた村民関係については、ほとんど先ほど説明あった該当する方々は無償ということで、それ以外の方で料金を取っているという実態はあるんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） ただいまのご質疑にお答えします。

先ほど申し上げた状況以外には、特に料金を取っているケースはございません。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 了解しました。

要は、今回はもう議案として上がっておりますが、再度その料金については、1 年後になるのか 2 年後になるのか、そうそう毎年料金改定はできないと思います。以前、消費税関係で、生涯学習課で議案として提出されたやつが取下げという形になっておりました。消費税等を考えれば、料金的にはある程度もう十分に検討した中で出すべきではなかったのかなと考えて、私の質疑は終了いたします。

○議長（真船正晃君） そのほか質疑ありませんか。

1 1 番鈴木勝久君。

○1 1 番（鈴木勝久君） 議案第 6 9 号について質疑申し上げます。

今回各機関、値上げが相当ございます。それで確認なんですけれども、今回はコミュニティセンターの場合、空調設備等々の出費によってということで料金を、電気料も関係するか分からないですけれども、今回はここは空調設備を完備したことによって電気代が割増しになる、それで、料金の改定に踏み切った、こういうことでよろしいんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 1 1 番鈴木勝久議員のご質疑にお答えいたします。

こちらに関しましては、厳密な電気料金が各研修室等で算出がちちょっと困難でして、メーターが 1 個しかついていないということで、ですので、全員協議会の資料なんかにもありました電気消費量の部分で、暖房費と冷房費がさほど消費電力が変わらない

というところもありまして、ここの部分を用いて、4月から10月期の空調が導入されたということを踏まえて、何とかそこに使用料を計算上ちょっと実質、実態というか、計算が困難なのでここに当てはめまして、1時間ごとの使用料というふうなことに導き出しました。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 公の使用料、これもう一つ、今話を聞いていて確認なんですけれども、個人とボランティア団体、ボランティア団体は減免と言いましたか、今。あと、企業、組合とありますけれども、ここに営利団体というのも入ってくると思うんですけれども、その団体は一律、普通の西郷村のボランティア団体とか趣味で集まっている団体とか、文化関係で集まっている団体も、一企業も、営利企業も、現実的には使用料は変わらない、これでよろしいんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 11番鈴木勝久議員の再質疑にお答えいたします。

使用料に関しましては、先ほどの施行規則の第4条に定めるところによりというのがございまして、文化協会や自主サークル等については、文化協会にまでちょっと入らない、途中のグループというか、趣味の団体でまだ団体としてこれからというところの団体も指し示すんですが、そちらに関しては使用料は取ってございません。ただ通常の民間の企業、事業者等については料金は徴収しております。（不規則発言あり）個人は、全く個人の方であれば、徴収になります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ということで、もう一つ気になっていたのは、これからいろんな手数料関係とかいろいろこういう公のお金を値上げするとき、ここに受益者負担という精神、これは常にもっているのか、行政としてそれを頭にいつも置いて、料金というのは手数料も含めて設定しているのか、その辺はいかがですか。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 11番鈴木勝久議員の再質疑にお答えいたします。

私どももやはり、その受益者負担というものは何らかの形で徴収すべきものとして考えてはございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 続きまして、一応、こういう建物とか何とかというのは、品物もそうなんですけれども、減価償却というのを一般的に使うんですね、単式簿記では使わないですけれども。その減価償却も頭の中に入れながら、料金設定というのは考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） ただいまの再質疑にお答えいたします。

減価償却までの突き詰めたものは今のところは、例えば、こちらの今の使用料金については検討材料にはしておりません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 行政ってサービス業ですよ。村民の幸福追求。ですから、基本的に公共財というのは無償でも構わない。ただ、そこにやはり差ができると難しいので、使った人と使わない人の差をつけるために受益者負担というのをどこかで考えていると、しかし、そのものの劣化する状態のものまでには中に含めない、そうすると、この単価がいいとか悪いとか、高いとか安いというのは、どの辺でさじ加減を決めるのか、その辺お答えできますか。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 11番鈴木勝久議員の再質疑にお答えいたします。

こちらの大本の単価設定につきましては、ちょっと我々のほうでもなぜこの単価になったのかというのはいろいろ資料を探し、ひもといてはみたんですが、なかなか見つからなかったのもありまして、やはりいつの時点かでこの単価を導き出したというところを踏まえまして、今回は改めて料金改定というものを検討させていただきました。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） やはり単価設定する場合には基準というか、ちゃんとした基準を一つ、幾ら行政でも持ってほしいと思うんですよ。その辺をきちんとこれから計算して、誰にでも公平を担保できるような、例えば電気料といっても、街灯なんかは村民の安全を守るために無償でいいんだという考えもありますけれども、やっぱりここまで賃貸料や電気料が高くなってくると、健全なる財政と子どもにさえ言っているんですから、その辺はしっかりした基準を持った単価で料金設定はすべきだと、私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 11番鈴木勝久議員の再質疑にお答えいたします。

やはり担当課としましても、今後、実は庁舎が今度建設になりますので、その際には文化センターの今いる各課の事務所がこちらの庁舎に移転してくることになりますので、文化センターも改装というか、新たに見直す機会がございますので、その際には改めて単価設定等を見直していきたいと考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そこには景気変動もございます。今回は寒冷地手当も含めるといふ話も出てきたので、そこでもしゃべりたいんですけれども、全体の流れ、特にインフラ関係の電気、ガス、水道料金等々にも鑑み、そういうのが例えば片方では給付する、片方では取る、本来だったら、今の時期だったら、今の時期は冷えていますね、景気が。何でこの時期に取るんだ、いろいろ使って楽しみにしている人だっているでしょうとか、そういうのもありますから、総合的に考えてやっていただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 13番、議案第69号について質疑をしたいと思います。

本来、質疑するつもりなかったんですけども、今の答弁を聞いていて、個人には負担を求め、受益者負担、何らかの形で考えていくという答弁があったんで、そこに今ちょっと引っかかってしまったんですけども、この考え方でいくと、受益者の方には何らかの負担を考えていく、そういうふうに考えたときにふと思うのは、例えば今村内で宅地分譲地とかありますよね。その取付け道路、その道路に関して村道認定した場合に、じゃ、その道路を維持管理するのに住んでいる方の受益者負担を考えるのか、そこまで考えがいくんじゃないかなと思うんですよね。ですから、受益者負担というのは本当にこの間も言いましたけれども、何が平等で何が不平等なのか、そこをきちんと詰めておかないといけないと思います。ましてやコミュニティセンターの使用に関しては、いわゆる社会教育法とか絡んできますよね。その設置目的があって、例えば村民個人の利用であっても、営利を目的としない場合には、これは料金を徴収すべきではないというふうに私は考えます。ここでちょっと質疑、お聞きしたいんですけども、いかがお考えになりますか。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 13番上田秀人議員のご質疑にお答えいたします。

ちょっと私、言葉足らずのところがありまして申し訳ございません。個人の受益者負担というところで、実際個人のやはり、議員おっしゃられたように営利目的、この場合は今も使用料を徴収しておるんですが、そのような考えの基に利用、受益者負担ということを発言しましたので、全くの利益を求めない、やはり営利を求めないものであれば、そこは受益者負担という考え方、施行規則の4条にもありますけれども、減免とか免除というところもありますので、そこで判断するべきかなというふうに思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今の答弁で、何となく課長の気持ちが分かるんで、納得する部分はあるんですけども、それだとグレーの部分が出てしまうんじゃないかな思うんですよ。でしたら、もう村民の方は全て、目的としては社会教育法に定めるような形で、その活動につながることであれば、使用料は頂きませんよというふうに決めておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

それとあと、この後にも関連してくるんで、もう先に話してっちゃいますけれども、体育館の使用料とか、あとプールの使用料とかありますよね。これも健康増進法に基づいて、村民の方が健康維持ができるのであれば、私は料金は取るべきではないというふうに申し上げて質疑を終わります。

以上です。

○議長（真船正晃君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第69号「西郷村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第7、議案第70号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第70号「西郷村中央農民研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第8、議案第71号に対する質疑を許します。

4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 4番鈴木昭司です。

議案第71号「西郷村民体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

まず、全員協議会のときに頂いた資料の中で、トレーニング室の利用者数というのが書いてあったんですけども、年々増えてきたりしているということですが、これ西郷村の村民の利用割合というのはどのぐらいなのでしょう、お聞きします。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 4番鈴木昭司議員のご質疑にお答えいたします。

こちらの利用者数の推移については、おおむね8割、9割方村民の方で、ほかは白河の方という内訳になってございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） おおむね8割、9割ですか。ほとんどの人が西郷村民の方が利用しているんですね。この資料とかにもいろいろ書いてあって、前の議案とかもそうなんですけれども、こういったここなんかだと、トレーニング室にエアコンを設置し

たということで、今回の料金改定ということなんですけれども、これ本来であれば村民に対する福利厚生施設の施設なのかなというふうに私個人的には思っております。こういった部分をこの物価高の一番厳しくなっている状況下において、村民の方々にまた負担をかけるのかというようなことになりかねないんじゃないかなという思いが私の中にあるんですけれども、その辺は村としてはどのようにお考えなのか、その考え方をちょっと伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 4番鈴木昭司議員の再質疑にお答えいたします。

こちらの使用料の見直しというところでございますが、このようなトレーニング室というものに関しましては、受益者負担割合という、全員協議会でもお配りした資料の中にもございますが、そこにもあるとおり、提供するサービスが必需性ということで、必需と選択制、必ず必要なもののサービスか、それとも選んで使う、利用するサービスなのかというものと、公益性が高いものか、私益的な性格が高いかということで、例えば、公益性だと文化施設とかですね。トレーニング室というのが自分のためというか、身体づくりという、かなり選んで使うサービスであって、提供するサービスの中でも公益性よりも私益的なものが高いというものに関しては、受益者負担というものを求めるものという考え方がございますので、やはりそこはちょっと使用料を徴収するというもの、基本がありまして、さらに西郷村はほかの自治体と比べましても、特に近隣と、一番安価な設定になっておりまして、その上で設備を充実させたり、エアコンを入れたりということで、かなり利用者数が増えたのはうれしいところではあるんですが、その際にやっぱり光熱費とか機器のメンテナンスというところのコストもおのずと増えてきているものですので、今回、具体的には200円という設定をさせていただければと思ひまして、ただ、そこで単純に200円という設定ではせっかく人数が増えてきたところもありますので、回数券というものを導入して、12回の回数券を設定をして、それを利用していただければ、2,000円で12回の回数券ということで、1回当たりが166円というふうな形で使えるようにご利用いただけますので、実質的な値上げということにはなりませんけれども、166円というところで今までどおりご利用いただいた上で、回数券ですので、今度利便性が出ますので、窓口での使用申請とかの記入とかも簡略化できますので、そういうところで総合的に見て、こちらの料金設定、使用料金の設定というのをこちらで今回改定をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 村としての考え方は理解できました。ただ、やはり私の考え方ですと、ここにも書いてありますけれども、メンテナンスと運営コストがかかってくる、これ民間企業の考え方ですよ。村のサービスではないんじゃないかなと私は個人的に思いました。こういった料金改定を行うのであれば、先ほどもそうだったんですけれども、大がかりな施設の改修であったりとか、全体的なことが含まれたときに改めて値段の、利用料金の見直しというのをやっていくのが一番いいんじゃないかなとい

うふうに思いましたので、今回質疑をさせていただきました。

以上で終わります。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑ありませんか。

13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 議案第71号について、今、同僚議員の質疑を聞いていて思ったんですけども、これ何で児童生徒さん、高校生からお金取るのかなど。高校生ですと、多分児童福祉法に基づく18歳未満だよね。村が言う、今日一連の話に出てきている9,000万円の予算どうのこうのだから、話ありましたよね。そういうお金が浮き上がってくるのを考えたときに、何でこの児童生徒さん、高校生から、こうやって使用料を取るの。伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 13番上田秀人議員のご質疑にお答えいたします。

ジムに関しましては、近隣等調査した段階でも、その中学生等の区分けというのがございませんでしたので、そこに関しましてはあえてというか、中学生を無料にするということはやはり先ほどの受益者負担のところ、いずれの自治体も区分けをされていないという扱いをされていますので、西郷村もこのような料金設定で検討いたしました。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） これで終わりたいと思うんですけども、よそが、よその自治体さんでお金を取っているから西郷村も同じように取りますよと、それで本当にいいんですか。前に一般質問の中で出ましたよね。村の子どもたちへのスポーツに対してのいろいろ質問とかって出ましたよね。そういったことをいろいろ検討していったときに、村はこのお金を取らなきゃ運営できないんだっただろうがないですね、お願いしましよとなりますけれども、このお金取らなくたって、村は運営できるんじゃないですか。ましてやこういうお金を取らないことによって、児童生徒の皆さん方、高校生の皆さん方が本当に頑張っていて、いわゆる今アメリカのほうで頑張っている大谷翔平さんとか、ああいう子が1人でも出れば本当にすばらしいことだと思うんですよ。そのために村は努力をすべきだと申し上げて、質疑を終わります。

以上です。

○議長（真船正晃君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第71号「西郷村民体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第9、議案第72号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第72号「西郷村民屋内プール条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第10、議案第73号に対する質疑を許します。

4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 議案第73号「温泉掘削事業令和6・7年度債務負担行為温泉掘削工事請負契約について」、質疑のほうを行わせていただきます。

議案の工事概要書のほうにA3判の資料がついていると思うんですが、ピンク色で着色されている部分が計画地というふうになっているんですが、このところよく見ますと、地目が田んぼになっているんですね。これ農地法の絡みとか様々な部分出てくるとは思うんですが、これは今現在も地目がこういうふうな状態のままなのか確認をさせてください。

○議長（真船正晃君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） 4番鈴木昭司議員のご質疑にお答えいたします。

今回、掘削工事の計画地になっている土地、具体的には小田倉字中島64番、65番でございますが、工事発注前に農業委員会のほうで非農地判断を行いまして、それを基に登記地目を雑種地に変更しております。そのため、現在は農地法の適用は受けませんので、施工に関しましては支障ございません。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 地目の変更のほうで現在はもう完了しているということなんですけれども、これちなみに参考までに変更はいつ頃完了しているのか分かりますか。

○議長（真船正晃君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

変更登記の登記完了日でございますが、令和6年7月18日でございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 7月18日に完了しているということで、もう3か月以上前には完了しているということで、これこの3か月ぐらいではこの資料には反映させることは、この雑種地とかはできないんでしょうか。そんなに時間かかるんですか。それだけちょっと確認させてください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 4番鈴木昭司議員の質疑にお答えいたします。

議員おただしの箇所につきましては、先ほどご説明があったとおり、令和6年7月18日付で雑種地に地目が変更されておりますが、添付資料につきましては、6月の実施設計時の図面を添付しておりまして、表記が変更前のものとなっております。田と表記されておりました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 6月の添付資料をそのまま使ったということで、これもう議案に上がっているものなので、できればこういった誤解を招くようなというのは今後気を付けていただきたいなというふうに思います。

まだ関連のことがちょっとあるんでお話しさせていただきたいんですけども、この掘削工事、債務負担行為ということで、長期間にわたるような工事になると予測されるんですけども、この奥のサブグラウンドのところで学童野球の子どもたちが週に何回か練習をしているのも、私見ていて分かっているんですけども、このサブグラウンドの利用とかというのは、村側のほうと何かお話というか、協議は行っているのかちょっと確認させてください。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 4番鈴木昭司議員のご質疑にお答えいたします。

こちらに関しましては、利用者についての通知は既にこちらが済んでおりまして、具体的にはここのグラウンドを使っているのが、グラウンドゴルフとか少年野球とかになりまして、なおグラウンドゴルフに関しては球場内での利用も可能だということを確認しておりますし、少年野球のほうに関しましては、利用面積に関しては支障がないところであるということで、あと、なお駐車場も問題ないということも確認済みとなっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） それと、工事中の安全管理というか、子どもたちとかお年寄りの方が来るので、安全管理というのはどのような形で行っていくのか教えてください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

掘削工事につきましては、約12か月の期間を見込んでおりますので、現在、学童野球やグラウンドゴルフ等で利用されている利用者の方には大変ご迷惑をおかけして

しまいますが、利用者と工事車両や工事関係者との動線を分けるなど、安全管理につきましては徹底したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 野球ですとボールなどを使って、やはり転がるものですから、遠くに行きやすくなりますし、事故というのはどこでどういうふうに起きるか分からないので、安全管理のほうだけは徹底して行っていただいて、いい工事ができればいいのかなというふうに思いますので、その部分を確認いたしました。

私の質疑は以上で終わります。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○1 1 番（鈴木勝久君） 議案第 7 3 号について質疑いたします。

この契約の方法でございます。制限付き一般競争入札、これはどのような入札の方法なんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 1 1 番鈴木勝久議員の質疑にお答えします。

制限付き一般競争入札につきましては、通常の一般競争入札と手続は同じなんです。が、ただ、ある程度の条件をつけて一般競争入札を実施するものです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○1 1 番（鈴木勝久君） そこを聞いております。どのような制限をつけてあるんですか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 1 1 番鈴木勝久議員の再質疑にお答えします。

要件といたしましては、発注種別、削井工事の建設業の許可を持っていて、かつ公共工事削井工事の配置技術者として経験がある監理技術者または主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること、あと、工事の実績といたしまして、過去 1 5 年間に福島県内で温泉掘削工事を元請により完了した実績がある者という条件をつけて、それ以外については通常の一般競争入札と同じです。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○1 1 番（鈴木勝久君） 募集は福島県一円ということによろしいんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 1 1 番鈴木勝久議員の再質疑にお答えします。

地域要件については限定しておりません。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○1 1 番（鈴木勝久君） 期間としてどのぐらいの期間を募集していましたか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 期間につきましては、まず公告日が令和 6 年 1 0 月 1 5 日で、閲覧期間が令和 6 年 1 0 月 1 5 日から令和 6 年 1 1 月 1 8 日まで、質疑応答の期間が令和 6 年 1 0 月 1 6 日から 1 0 月 2 5 日までで、回答期限は 1 0 月 3 0 日と、入札参

加の受付期間が令和6年10月16日から令和6年11月5日まで、その受付が終わりまして、その後入札が令和6年11月19日に執行されたというスケジュールで実行しております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 入札参加事業者は何件ありましたか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 再質疑にお答えします。

まず、入札参加の問合せは何件かあったんですが、実際の入札参加の届出が出ましたのは2者でございます。すみません、今回お配りした資料で状況調査のほうをご覧くださいと、業者名と入札の金額が明記されております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、村側はいろんな入札の方法やっているんですよ。だから、村民の方にも分かるように説明できればなと思いました。何か入札の仕方がその都度、その都度、いろんな仕方でやっているんですよ。だから、そのときこの制限付き競争入札のどういうメリットというか、いい点があるのか、その辺は説明できますか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） この制限付き一般競争入札につきましては、すみません、ちょっと年度は正確でなくて申し訳ないんですけども、たしか平成26年度の公共工事の品質に関する法律、品確法というんですが、その品確法の改正で、各発注機関に義務づけとして、多様な入札方式で入札するようという義務がつけられまして、それまで西郷村では申し訳ないんですが、指名競争入札しか行っていなかったんですが、5,000万円以上の工事については条件付き一般競争入札でやるというふうに要綱を制定しまして、それに基づいて実施したわけでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） このボーリングの目的、これは何でしょうか。というのは、以前私は村長がここをボーリングするんだと言ったときは、公共施設の公共の温泉施設を造ると思って喜んでいたんですよ、もう村長やっとうる気になったわいと。ところがその後トーンダウンして、その発言は出てこなかったんですよ。ですから、今回掘削する、温泉を掘ろうというこの使用目的、何のためにこの温泉を掘ろうと、温泉だか何だか分からないですけども、この金を使って掘削事業をしようとしているのか、その目的でございます。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 11番鈴木勝久議員のご質問にお答えします。

まずはじめは屋内プールに電気代がかさむということから、何とか安くできないかということで、あそこに温泉を掘ってみようかという、それがスタートでありました。ただ、今議員おっしゃるように掘削するということで、村民の方、あそこにぜひ入浴施設を造ってほしいという意見がたくさんありますので、それも併せながら、いい量、

いい質、温泉にふさわしいかどうか、それをボーリングの中で確認しながら、いい温泉施設ができれば両方やっていきたいなという考えをしております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それは楽しみでございます。ところで、この契約金、1億7,000万円、これはボーリングだけだと思うんですけども、1億7,000万円という金額はどのぐらい掘削する、メーターで言えばどのぐらい掘削するというのを想定しているか、また、本当に温泉が出るかどうか、やってみなきゃ分からないという話なんでしょうけれども、この辺の期待感はどのぐらいに持てばいいのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

温泉掘削工事の概要につきましては、今、第4回定例会資料議案第73号関係の工事概要書に記載しておりますが、掘削深約1,500メートルを計画しております。温泉が出てくるのかというところでございますが、温泉は地下深くに存在しておりますので、地表の調査だけでは完全には分からず、最終的には掘削が必要となります。必ず湧出するとは断言できないんですが、事前調査で可能性が高いという結果が出ておりますので、結果を信じて掘削をしたいというふうに考えております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま11番鈴木勝久君の質疑の途中でありますが、これより午後4時5分まで休憩いたします。

（午後3時44分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後4時05分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、議案第73号に対する質疑を続行いたします。

◎会議時間延長の議決

○議長（真船正晃君） ここで皆様におはかりいたします。

本日の会議時間を午後7時まで延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

それでは、会議時間を午後7時まで延長いたします。

◎議案第73号に対する質疑（続行）、討論、採決

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 1,500メートルまで掘り進めてというお話、今聞きました。それで、掘削費用、一般的には中途半端なお金でございます。これ何回ぐらいチャレンジしたいと考えているのか、もし思うような結果を得られなかった場合、その後どうなさるのか。これで1回この計画を打ち切るのか、それとも継続してまたという

ことを考えているのか、村の方針をお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたが、必ず湧出するとは断言できないのですが、事前調査の中で可能性が高いという結果が出ておりますので、今回は掘削すれば出るものということで工事をしたいというふうに考えております。（不規則発言あり）

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まず1,500メートル掘るということで、もし出なければさらに掘る可能性もあるし、いろんなことをやってみなきゃ分からないということで、ご理解していただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 目的達成のためには継続するという捉え方でいいんですね。

問題は今、甲子にあります温泉健康センター、前回一般質問に入っていたんですけども、そこまでいかなかったんですけれども、あそこはどうするのか、この際お聞きしたいんですけれども、いかがですか。（不規則発言あり）

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君に申し上げます。ただいまのは第73号の議案でありますので、ちゃぼランドについての、温泉についての質疑は取り下げていただいて、議案第73号についての質疑をお願いいたします。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ引っかかるのは簡単なんです。子どもに財政の健全化とうたっているんだったら、相当慎重にこういう事業は起こすべきだと思うんですよ。出るか出ないかやってみなきゃ分からないじゃなくて。だから、根拠になる財源をちゃんと持ってこういう話をする、例えば、向こうも費用をいまだにかかっている、そういうものを勘案すると、一概に出るまで頑張るみたいな言い方はどうかなと思います。やっぱり何にでもケツを決めてこれ以上だったら断念すると、費用対効果をちゃんと見据えた上にこういう事業を進めていくだと思っんです。大体公がやる事業というのは、今まで失敗していたんですよ。だから、こういうちゃんとした財源を本当に担保するんだったら、学校教育は幾らでも責任を持ってやらなきゃならない分野だと思うんですけれども、こういうやつはある程度はどこまでというのをちゃんとして、それだったら代替案としてこういうことをやると、村民のためにこの代わりにこうやるといふふうにならないと、ずるずるいっちゃうとちゃぼランド西郷みたくなるんじゃないかなと思って、心配して質疑したわけでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 答弁はよろしいですか。

○11番（鈴木勝久君） いいです。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第73号「温泉掘削事業令和6・7年度債務負担行為温泉掘削工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。
よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号から議案第76号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第11、議案第74号から日程第13、議案第76号までの議案3件についても、先ほど採決しました議案第67号の「西郷村保育園設置条例を廃止する条例」との整合性を持っていることから、西郷村議会会議規則第37条の規定に基づき、議案第74号から議案第76号までを一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。
よって、一括して議題とします。

一括して質疑を許します。

質疑ありませんか。

13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 議案第74号、議案第75号、議案第76号について、関連しますので一括で質疑をしたいと思います。

これは1点、確認のために今質疑をしたいなというふうに思いますが、議案書には地方自治法第96条第1項第6号の規定によりとありますが、なぜこの条項により譲渡貸付けを行うのか、その理由について伺いたいなと思うんですが、村にはいわゆる条例の定めがないので、この項目を使つての貸付け、譲渡かなというふうには理解をします。

これをよく読んでいきますと、地方自治法の第2条第2項において、普通公共団体は地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているものを処理するとございます。ここで言う保育園運営についてですが、いわゆる児童福祉法第35条の規定により処理するものと理解をしているところであります。

そこで伺いますが、地方自治法第14条第2項に普通地方公共団体は義務を課し、または権利を制限するには法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないとありますが、今回のこの相手方との協定書を見ますと、義務を課している条項がございます。さらには譲渡や貸借物に対して制限を課してい

る条項があるというふうに私は理解をしておりますけれども、この地方自治法の条項に照らし合わせて今回のこの取扱いについては間違いがないのか、これ相手がある話なので、きちんと確認をしたいと思い、質疑をいたします。いかがでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後４時１４分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後４時１５分）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 午後４時４５分まで休憩します。

（午後４時１５分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開します。

（午後４時４５分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、議案第７４号から議案第７６号に対する質疑を続行いたします。

１３番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） １３番上田秀人議員の質疑にお答えいたします。

この協定は、児童福祉法第５６条の８第２項の規定により、公私連携型法人として指定するものであり、その第２項の中には、村長は前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定を締結しなければならない。

１号、協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地。

２号、公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項。

３号、市町村による必要な設備、貸付け、譲渡、その他の協力に関する基本的事項。

４号、協定の有効期間。

５号、協定に違反した場合の措置。

６号、その他、公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項。

これを記載された協定書により協定を締結し、公私連携型保育法人として指定をすることとなります。

なお、地方自治法第１４条第２項に記載されている義務を課し、または権利を制限する場合の法令の特別の定めが、児童福祉法の第５６条の８第２項となると解します。

○議長（真船正晃君） １３番上田秀人君。

○１３番（上田秀人君） 児童福祉法５８条の６だったかの規定に基づいてということで、今答弁いただいたんですけども、これ以上、もういろいろ言っても時間があれないので、これを見ていて、私、思ったのは、いわゆる地方自治法がもう以前からできてい

て、それに伴って、今度それを追いかけるように公私連携型の保育園の絡みが、児童福祉法の改正が伴って関連が出てきたとか、いろいろあると思うんです。そういったところ、きちんと整理をしておかないといけないなと思うんです。

今の答弁で、何となく納得はできるんですけども、やはり何ととっても、村の条例の中できちんと定めるべきではないかと思うんですよ。それを整理をしておかないと、いろいろいざこざが起きる可能性があるということを申し上げておきます。

ここで一番言いたのは、今の話を聞いていると、グレーゾーンと言えればいいのかな、その境目あたりをずっとつないでいるような感覚を受けます。ですが、私はこの件に関しても、やはり子どもに関わることなので、一点の曇りもない、本当にもう疑いを持たれるようなことのないような形で、きちんと相手との契約をすべきだというふうに申し上げて、早急なる条例の制定なりを検討していただくように求めて、質疑を終わります。以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。

議案第74号について、質疑いたします。

この、園舎に附属するプール、フェンス、配膳台、中のものですけども、全てこれが無償譲渡すると。一般質問でも触れたかもしれないですけども、これは、貸付けじゃなくて譲渡を選択した。譲渡。差上げたほうがいいという経過に至った経緯というか、貸すよりも譲渡、差上げたほうがいいという。これはなぜこういうふうにしたのか、その辺教えていただければと思います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 11番鈴木勝久議員のご質疑にお答えいたします。

無償貸付け、または廉価による貸付けの場合は、施設の管理責任は法人ではなく、村となります。大規模な修繕等が発生した場合においては、就学前教育・保育施設整備交付金の補助対象とならず、全て村において負担することとなります。

村の財政負担の軽減、法人の財政負担の軽減のために補助金を活用できる無償譲渡を選択しております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、経費とそういう後のメンテナンス等々の余計にかかる金が、譲渡することで発生しないということですね。そういうことですね。

そういうことで、この建物の譲渡、これ今の評価額でどのぐらいになるんでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後4時53分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後4時55分）

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

建物に関する無償譲渡の部分の減価償却の残価額はトータルで２億６０９万
７,８６７円となります。（不規則発言あり）２億６０９万７,８６７円となります。

○議長（真船正晃君） １１番鈴木勝久君。

○１１番（鈴木勝久君） じゃこれは、あれですね。評価額じゃなくて、減価償却後の金額ということですね。じゃ、もっとこれより売るとなれば、倍、西郷村のやり方でやるとそうですね、キョロロン村のやり方でやると。もう、産業廃棄物を買ったんだものね。産業振興課ね。

それで、もう一つ確認します。

続きまして、これも一般質問でやりました確認でございます。１０条の返還特約、乙に対して、物件の返還を求めることができるものとする。これが効力、いかなるときも発揮できるのか、再確認いたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

まず、契約書第７条では、用途を指定しており、保育所以外に使用してはいけないことを定めております。

第８条では、相手方が勝手に本物件を廃棄、滅失、所有権の移転は、してはいけないという譲渡の禁止を定めております。

第９条では、本物件に抵当権を設定する場合は、村の許可が必要であると定めております。

これを受け、第１０条で、第７条、第８条、第９条に違反した場合には、契約解除と返還を請求できる規定を定めております。

○議長（真船正晃君） １１番鈴木勝久君。

○１１番（鈴木勝久君） 返還した後は、速やかにここで事業というか、保育事業が継続して実行できるというか、継続できるということで間違いないですね。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

議員おただしのとおりでございます。

○議長（真船正晃君） １１番鈴木勝久君。

○１１番（鈴木勝久君） 続きまして、議案第７５条に移らせていただきます。

ここでは、土地及び附合する工作物となります。これにつきましては、約
１,０００平米以上の土地を、これを貸すということですね。土地はなぜ、お貸しなんでしょうか、その理由をお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

みずほ保育園民営化のときと同じ状況での土地の無償貸付けということで、対応しております。

○議長（真船正晃君） １１番鈴木勝久君。

○ 1 1 番（鈴木勝久君） これは、前に戻りますけれども、上物が、もしかして第三者に渡っていた場合、地上権が発生すると思うんです。そういうことは起こらないと思いますけれども、もしそういう事態になりましたら、どのような処理をなさるのでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後 5 時 0 1 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後 5 時 0 4 分）

○議長（真船正晃君） 答弁願います。

福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

土地は、村の所有のままなので、勝手に村の持ち物を、地上権を設定できないと解しております。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○ 1 1 番（鈴木勝久君） 建物は、これは本当にならないと思うんです。

でも、やろうと思えばできないことないんですよね。土地が他人名義になった場合。そこを村が所有することは、この返還に求めない、求められない相手だった場合、そこをどけというわけにはいかないですよね。その場合どうするのかという話でございます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後 5 時 0 5 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後 5 時 0 9 分）

○議長（真船正晃君） 答弁願います。

福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

村有財産無償譲渡契約書（案）第 8 条で、譲渡等の禁止をうたっておりますので、議員おただしの部分ではできないものと解します。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○ 1 1 番（鈴木勝久君） 以上で質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑ありませんか。

1 5 番矢吹利夫君。

○ 1 5 番（矢吹利夫君） 1 5 番。

議案第 7 4 号から議案第 7 6 号、関連していますので質疑いたします。

まず、施設管理の運営に係る分担なんですけれども、いろいろともろもろありますけれども、その中で、やはり届出は分かっているんですが、4 つの負担割合をお聞か

せ願えればと思います。

まず、1点は、社会情勢等の急激な変化に伴う影響、これは村もあるんですよ。あと、施設の修繕、これもそうです。あと、事故災害による施設の損害。あと事故災害等による児童への責任とありますけれども、この4点が、脇に備考として、ここ1番と2番、小さくあるんですけれども、1番は、新型コロナのような感染症、物価高騰などの社会への大きな影響、災害による被害の場合は、国、県、村から一時的な負担金及び補助金等での支援ありと書いてあるんです。2番、小さいの、米印の2番なんだけれども、小規模な修繕の場合は法人負担となるが、大規模な修繕の場合は、国の補助金を活用するため、村の負担が発生するという。この大規模な修繕の場合というのは、どのようなことなんだか、村長。担当課長大分疲れているようで、村長ご答弁。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後5時12分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後5時13分）

○議長（真船正晃君） 答弁願います。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 15番矢吹議員の質疑にお答えいたします。

施設管理運営に係る責任分担ということですよね。

通常の維持管理においては、運営側がやるということで、大規模になった場合には国が2分の1、そして村が4分の1、事業者4分の1という負担が生じるという、大規模な場合ですね。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 村長。今、村長の説明は分かるんですけれども、大規模という文言あるんですけれども、修繕の場合って。どういうのが大規模なんだかって、今質疑したんですけれども、大規模って。21ページの下に……。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

補助金の対象になる工事ということで。（不規則発言あり）ええ、ですから（不規則発言あり）そういうことです。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 今、4点ほど挙げたんですけれども、全て4分の1ですか、村長。先ほど言った。それではないでしょう。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

大規模改修のときには、こういう4分の1、2分の1ということで、通常の維持管

理は、運営者がやるということで。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 大規模の場合とはいうことで、それは理解したんですけれども、先ほど申しあげました4つの項目ありますね。21ページの村が管理している上の許可の届けと2番目のそれは除いて、4つ村が関連しているんですよね。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後5時17分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後5時18分）

○議長（真船正晃君） 答弁願います。

福祉課長。（不規則発言あり）福祉課長、お願いします。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

4項目の補助率でございますが、そちらは、そのときの状況によって補助率が変わってきますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） そういうことで、4つのほうは補助率が変わるということで理解していいんですね。はい。じゃそういうことで分かりました。

以上で質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより一括して採決を行います。

（「無記名投票をお願いします」という声あり）

○議長（真船正晃君） ただいま、議案第74号「財産の無償譲渡について」、議案第75号「財産（土地及び土地に附合する工作物）の使用貸借について」、議案第76号「財産（遊具）の使用貸借について」一括採決であります。11番鈴木勝久君より、無記名投票による採決の要求がありましたので、これに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手1名）

○議長（真船正晃君） 挙手1名であります。

したがって、2人以上から無記名投票による採決の要求がありますので、西郷村議会規則第82条の規定に基づき、この採決は、無記名投票で行います。

議案第74号「財産の無償譲渡について」、議案第75号「財産（土地及び土地に

附合する工作物)の使用貸借について」、議案第76号「財産(遊具)の使用貸借について」の一括採決を無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(真船正晃君) ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番君島栄一君、8番鈴木武男君、9番河西美次君の3名を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

ここで、念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載をお願いいたします。

なお、白票は反対とみなされますので、十分にご注意願います。

(投票用紙配付)

○議長(真船正晃君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

立会人の方、投票箱の点検をお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(真船正晃君) 異状ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、議席順に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

(議会事務局長点呼、投票)

○議長(真船正晃君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

君島栄一君、鈴木武男君、河西美次君は、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(真船正晃君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 15 票

有効投票 15 票

賛成 10 票

反対 5 票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第 7 4 号「財産の無償譲渡について」、議案第 7 5 号「財産（土地及び土地に附合する工作物）の使用貸借について」、議案第 7 6 号「財産（遊具）の使用貸借について」は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎議案第 7 7 号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第 1 4、議案第 7 7 号に対する質疑を許します。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○1 1 番（鈴木勝久君） 議案第 7 7 号について質疑をいたします。

まずは、ご苦労さまでございます。やっここままでこぎ着けたということでございますので、まず、敬意を表します。

この取得価格 6, 4 7 7 万円ですけれども、以前は 3, 2 0 0 万円ぐらいとお聞きしましたが、この取得価格が上昇したというか、若干上がったような気がしますけれども、この経緯について説明お願いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

以前、全員協議会のときに全体で 3, 0 0 0 万円ぐらいだろうということでの説明はあったかと思いますが、その後、協議を進めていったところ、その間の話は、白紙という形となりまして、現実的な話を詰めてきましたが、国への買取り要望、また用途といたしましては、森林スポーツ公園として公共の用に供し、防災公園としての機能も兼ねた公の施設として払下げを認めてもらっております。

買取り金額につきましては、令和 6 年 1 1 月 1 8 日に、関東森林管理局において見積り合わせが実施されまして、6, 4 7 7 万円で落札したところでございます。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○1 1 番（鈴木勝久君） 買い取ってすぐに用地目的というか、というのはなかなか難しいと思うんですけれども、あそこに、以前買い取った西郷観光株式会社所有の物件というか、建物が立っております。あれは、この買取りによってどのような効果というか、あったのか。また、建物については、今、防災拠点としてとか、自然公園として利活用しているということもありましたが、今、考えている範囲で結構です。詳しくは、この後だと思うんですけれども、ああいう建物類はどのように処理されるのか、それだけ伺ったら終わります。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

買い取った後の建物の活用ということでございますけれども、このような森林スポーツ公園としての付随施設として活用する予定でございますけれども、行く行くは、民間の活力など投入して、最善な計画を練って活用していきたいと考えているところ

でございます。（不規則発言あり）

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 防災拠点とか、自然林を利用したというそういう方法でございますね、基本的には。

本当に腐ったやつもあるので、処分もきちんとしていただいて、財産価値があると思って、村は一旦買ったんですけれども、そういう自然に戻すということであれば、結構なことじゃないかなと私は思っております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第77号「土地の取得について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第15、議案第78号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第78号「訴えの提起について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第16、議案第79号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第79号「西郷村道路線の一部廃止について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第17、議案第80号に対する質疑を許します。

12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 12番藤田です。

議案第80号について質疑いたします。

補正に関する説明書の29ページと31ページに出されているこの委託料で、業務委託料でPCB汚染廃電気機器処分の業務委託ということでもありますけれども、まず、この内容についてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 12番藤田節夫議員の質疑にお答えいたします。

教育費の学校管理費の業務委託料でございますが、低濃度PCB分析業務でございます。こちら10万8,000円計上させていただいております。

こちらは、米小学校と羽太小学校のキュービクルの中にありますPCB、こちらが電気保安協会のほうから検査したほうがいいというような、分析をしたほうがいいというような指示がありましたので、今回こういった形で計上させていただきました。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 米小と羽太のキュービクルですか。このPCBは、ポリ塩化ビフェニルですか、略称。人工的に作られた化学物質で、人体に影響が出たため、1972年（昭和47年）に製造中止され、さらには回収等の指示が示され、使用が禁止されております。

昔は、変電所とかコンデンサーとか、工場についている蛍光灯とか、そういうところに使用がされていたんですけども、相当な人的被害があるということで、西日本のほうですけども、1万3,000人も出たというカネミ油症事件ということがありまして、今はもう、これ処分するのも大変な話で、もう民間では誰もやる人がいなくて、国で5か所全国に処理場造ってやって、もう高濃度は全て処分は終わったと。低濃度については、延期されて2027年3月31日ですか、まで延期されているということで、これ、もしもこの期間に処分しないと、その辺に捨てたり、そのまま置いたりすることはできないので、村だったら村で、もう一生保管するようになっちゃうんですね。

ところが、それが今度拡散したり漏えいしたりすると、子どもたちや、相当の影響が出る可能性もあるので、なぜ今までこのまま放っておいたのか、まずお伺いします。

そのほかに、この場所以外に、そういったものが存在しているのかどうなのかも含

めてお願いします。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

今まで、こちらをなぜ放っておいたのかというような質疑でございます。

今回、電気保安協会から指摘がございまして気づいたというような形となっております。放っておいたというわけではございませんので、今回ご指摘があったということで、検査をするというような形になっています。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 電気保安協会から指摘があったからということなんですけれども、私、先ほども述べたように、これ大変な物質なんで、今まで村では、全然そういった点検するとかいうことはやってこなかったんですか。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 藤田議員の再質疑にお答えいたします。

今までも、電気保安協会のほうから指導が入った場合に、こういった形で検査をしながら新しいものに交換していくというような作業をしておりました。

今回の9月補正でも、川谷中学校でそちらの工事費、換える工事費のほうを頂いておりまして、今現在、そちら川谷中学校も今やっているところでございます。羽太小学校と米小学校が最後というような形となっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 米小学校と羽太小学校が最後ということで、ほかは全部点検されたんでしょうけれども、何分、これ処分場がなくなっちゃうので、そうなったら、村で一生管理するということになっているので、そういったことがないよう、もう一度本当に点検するべきであって、さらには、村内の村の責任として、やっぱり村内のそういったものを点検するべきじゃないですかね、これ。処分場というか、あと3年あるので、じゃないと大変なことになって、その人的被害が出る可能性も、年月というか期間過ぎるとあるので、その辺はよく点検するようにお願いして、私の質疑は終わります。

以上です。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第80号「令和6年度西郷村一般会計補正予算（第4号）」、本案に対する賛

成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長(真船正晃君) これより午後6時5分まで休憩いたします。

(午後5時45分)

◎再開の宣告

○議長(真船正晃君) 再開いたします。

(午後6時05分)

◎再延長の議決

○議長(真船正晃君) ここで、おはかりいたします。

本日の会議は午後7時まで延長しておりますが、午後9時まで再延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は午後9時まで延長いたします。

◎議案第81号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 次に、日程第18、議案第81号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第81号「令和6年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 次に、日程第19、議案第82号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第８２号「令和６年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第８２号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８３号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第２０、議案第８３号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第８３号「令和６年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第８３号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８４号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第２１、議案第８４号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第８４号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第８４号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８５号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第２２、議案第８５号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第85号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第23、議案第86号に対する質疑を許します。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 議案第86号について質疑いたします。

今回、職員の給与の中の条例に寒冷地手当が入っております。これどのぐらいの割合で上がったのか教えてください。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 鈴木勝久議員のご質疑にお答えいたします。

職員の寒冷地手当につきましては、まず、その世帯等の区分によって3つに分かれておりまして、世帯主でかつ扶養親族のある職員につきましては、1万7,800円から1万9,800円。世帯主である職員でかつその他の世帯主である職員については、1万200円から1万1,400円。その他、世帯主以外の職員につきましては、7,360円から8,200円に改定をしております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この割合は、どのような基準で上がったというか、上げたんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

改定の額につきましては、福島県の人事委員会の勧告に準じて上げております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 上げておりますと、この上がった理由というのはないんですか。

人事委員会が上げたから、だから人事委員会は、その上げた理由はお示しになっていらっしゃるんでしょうか。分からなければ分からないでいいです。早く言って。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

県の人事委員会の勧告のほうには、支給月額のアップしか掲載しておりませんので、理由については存じ上げません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 理由が分からないということですけども、大体の見当はつきますよね。ガソリン代、灯油代の値上がり、電気代の値上がり、それに準じてというのが一般的な理由だと察しますけれども、私が言いたいのは、これはこれでいいですよ。物価が上がっているんですから、大いに結構だと思います。職員が給料アップ

するのも、寒冷地手当がアップするのも当然物価が上がっているんですから、それに見合った賃金を正当にもらうのは何ら、私は文句を言えません。

しかし、そうであるならば、議案第 88 号を言いたいんですけども、一般補正でなぜ、一般の特に高齢者、年金生活者に、この制度を応用しないでいるのでしょうか。これが問題なんですよ。

高齢者にも、それ相当の……考えていらっしゃるのか、その辺をお伺いしたいです。特に、年金受給者に関しては。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後 6 時 14 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後 6 時 15 分）

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君の質疑につきましては、議案の内容から逸脱しておりますので、答弁については求めませんので、ご了承願います。

11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） 終わります。

○議長（真船正晃君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 86 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 87 号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第 24、議案第 87 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 87 号「西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を

改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 次に、日程第25、議案第88号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第88号「令和6年度西郷村一般会計補正予算(第5号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 次に、日程第26、議案第89号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第89号「令和6年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 次に、日程第27、議案第90号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 90 号「令和 6 年度西郷村水道事業会計補正予算（第 2 号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第 90 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 91 号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第 28、議案第 91 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 91 号「令和 6 年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第 91 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 92 号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第 29、議案第 92 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 92 号「令和 6 年度西郷村下水道事業会計補正予算（第 2 号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第 92 号は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第 30、請願・陳情に対する委員長報告であります。

陳情第 3 号及び陳情第 4 号について、一括して委員長の報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

それでは、一括して報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、河西美次君。

○産業建設常任委員会委員長（河西美次君） 9 番、産業建設常任委員会委員長、審査報告をいたします。

定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託されました陳情 2 件につきまして、12 月 4 日、本会議終了後、第二会議室におきまして全員出席の下、委員会を開催し、審査をいたしました。

慎重審議の結果、陳情第 3 号「公営温泉施設再開に関する陳情書」につきましては、継続審査と決しました。また、陳情第 4 号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出についてにつきましては、採択すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（真船正晃君） 委員長の報告が終わりました。

一括して質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論は、まず、陳情第 3 号について行います。討論ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第 3 号「公営温泉施設再開に関する陳情書」、このことに対する委員長報告は継続審査であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、陳情第 3 号は継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第 4 号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第 4 号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出について、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、陳情第 4 号は採択することと決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君）　ここで、発議１件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君）　異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君）　議案書を配付しますので、暫時休議いたします。

（午後６時２４分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君）　再開いたします。

（午後６時２５分）

○議長（真船正晃君）　配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君）　配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（発議第９号）

○議長（真船正晃君）　追加提案されました発議１件につきましては、日程第３０の次に、追加日程第１、発議第９号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君）　異議なしと認めます。

ただいま日程に追加されました発議第９号は、先ほど採択されました陳情第４号の採択に伴う意見書の提出に係る議案でありますので、提案の趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君）　異議なしと認めます。

◎発議第９号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君）　それでは、これより発議第９号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第９号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君）　挙手全員であります。

よって、発議第９号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長（真船正晃君） 次に、日程第３１、閉会中における継続調査の結果についてであります。

このことについて、議会運営委員会委員長並びに各常任委員会委員長より別添のとおり調査報告がありました。

つきましては、本報告書の写しの配付をもって委員長報告といたしますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（真船正晃君） 次に、日程第３２から日程第３６までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第７５条の規定により、所管並びに所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字、その他、整理を要するものにつきましては、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長（真船正晃君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（真船正晃君） これをもちまして、令和６年第４回西郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後６時２８分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月12日

西郷村議会 議長 真 船 正 晃

署名議員 山 崎 昇

署名議員 鈴 木 昭 司